

**配偶者暴力被害者支援における機関連携
及び加害者対応に関する調査研究**
～地域社会内におけるDV加害者プログラムの試行実施に向けて～

報告書

令和2年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社

はじめに

1 本調査研究実施の経緯等

加害者更生については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年4月13日法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）において、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする」（第25条）と規定されている。

内閣府においては、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」として平成14年度から調査研究を行った。さらにこの結果をもとに平成16年度には地方公共団体の協力を得て、試行的実践と検証を含めた調査研究を実施し、その結果を平成17年度に「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」として取りまとめた。これらの試行結果及びそこから得られた課題は貴重な示唆に富むものと思われるが、当該報告書では、「国が任意参加による加害者更生プログラムについて本格的な関与を行うことは、現時点においては、その条件が整っていないと言わざるを得ない」との報告がなされた。

一方、海外における加害者への取組を参考とした民間団体における加害者に対する取組はここ数年で進展するとともに、暴力の被害者自身の「パートナーに暴力をやめてもらいたい」といったニーズへの対応の必要性に関する認識の高まりと相まって、被害者支援の一環として新たな枠組みの中での加害者対応が求められるようになった。

このような動きの中、内閣府でも平成27年度に実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」において、地方公共団体及び民間団体（加害者プログラム実施団体及び被害者支援団体）を対象とする調査を実施し、加害者更生に係る取組へのニーズや取組の実態等の把握を行った。その結果をもとに取りまとめられた「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書」では、「加害者プログラムは、配偶者からの暴力の被害者のみならず、「面前DV」等の虐待を受けている被害者の子どもの安全・安心の確保につながる支援策の一つとして、活用が期待される」との報告がなされた。

こうした一連の取組を受け、第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月）においては、加害者更生の取組として、「地域社会内での加害者更生プログラムについて、民間団体の取組も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、その在り方について検討する」とこととされた。

また、「女性活躍加速のための重点方針 2019」¹では、加害者更生を含む加害者対応に関する取組が「被害者（子どもを含む）の安全・安心を確保するための手法としても有効であるとの認識」に立ち、「再被害の防止に向けた官民連携による加害者更生プログラムの実施状況や実施促進に向けた課題等を調査し、その結果を踏まえ、地方公共団体と連携した加害者更生プログラムの実施基準等の作成等、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築について検討する」こととされている。

さらに、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月26日法律第46号）において、「政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」（附則第8条第2項）と規定されたところであり、令和4年6月を期限とした積極的な検討を求められている。

こうした加害者対応の必要性の高まりを踏まえ、地域社会内における加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に向け、本調査研究事業では、有識者により構成される検討会（以下、「本検討会」という。）を設置し、民間団体へのヒアリング調査及び海外文献調査を実施しながら、地域社会内における加害者更生プログラムに関する現在の課題や令和2年度以降の試行実施の在り方等について検討を行うこととした。

2 本検討会における検討事項

諸外国においては、平成27年度における内閣府調査²にも示されているとおり、国や地方公共団体の被害者支援等に関する基本計画において、地域社会の安全を確保するための必要な対策として位置付けられており、地域の司法、行政、民間の連携のもと、加害者と同居する被害者の安全・安心の確保、離婚後の安全な面会交流の実施の支援等、暴力の危険度や被害者の状況に応じたプログラムが提供されている。

また、加害者をプログラムに参加させる手段として、裁判所によるプログラム参加を義務付ける命令のほか、参加を拒否したり、途中で参加をやめたりした場

¹ 令和元年6月18日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。

² 「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書（平成28年3月内閣府男女共同参画局）

合に制裁を科すといった条件付きの命令や、警察や地域の被害者支援団体による法的拘束力を伴わない勧告等がある。

一方、日本国内においては、プログラム実施にかかる法的規定や指針等はなく、現状では、海外における加害者への取組を参考とした民間団体が、任意参加者を対象としてプログラムを実施している。

このような民間団体における参加者の任意に基づくプログラムは、一定の成果を挙げ地域的な広がりも進んできているが、暴力に無自覚な加害者の動機付けや参加意欲の持続が困難であり、地域社会内において加害者プログラムを広めるに当たっては、加害者を強制的にプログラムに参加させる法制度の整備が必要であるとの意見もある。一方で、個人を強制的にプログラムに参加させることについては、法律に基づく行為が必要であり、その前提として、対象となる加害者の範囲、全国一律での実施体制の確保、プログラムの内容や実施方法、効果等を十分に検討・検証する必要がある。

そこで、本検討会では、地方公共団体を実施主体として、これまでの取組でノウハウを蓄積してきた民間団体と連携し、現行法制度の枠内で実施可能なプログラムの在り方について課題等の調査研究を進め、令和2年度以降の試行実施の礎の構築を図ることとした。

このためまた、法的整備が必要な事項を含め、DV被害者支援のための加害者プログラムの将来的な在り方について、本報告書末に、各委員からの意見としてまとめることとした。

加害者対応を今後の重要な施策上の課題として問題関心を有している地方公共団体にもオブザーバーとして議論に加わってもらうこととした。

検討委員会名簿

座長	中村 正	立命館大学 産業社会学部・人間科学研究科 学長特別補佐／理事補佐、教授
委員	大谷 あおい	カウンセリングオフィス フラミンゴ 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士
委員	菊池 安希子	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 室長
委員	原 健一	佐賀県DV総合対策センター 所長
委員	山崎 菊乃	NPO法人 女のスペース・おん 代表理事

(敬称略、所属及び役職名は、令和2年3月時点のもの)

オブザーバー

東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課
東京ウィメンズプラザ
神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課
京都府府民環境部男女共同参画課
法務省
警察庁

目次

1 本報告書の概要	1
2 過去の地方公共団体によるDV加害者プログラム試行実施結果と課題の整理	2
2-1 平成16年度試行実施の概要	2
2-2 プログラム実施における手続き・運営上の課題	3
2-2-1 受講者の募集	3
2-2-2 受講の条件	3
2-2-3 パートナーへの支援	6
2-2-4 プログラムの内容	7
2-2-5 プログラムの実施方法	9
2-2-6 ファシリテーターの基準	10
2-2-7 プログラムの評価と受講者のフォローアップ	10
2-3 連携体制と情報共有	11
2-3-1 他機関連携	11
2-3-2 情報共有	12
2-3-3 緊急対応	13
3 民間団体に対する調査結果	14
3-1 アンケート調査結果	14
3-1-1 活動実績	14
3-1-2 受講者の属性（平成30年度）	15
3-1-3 受講者の団体へのアプローチ方法（平成30年度）	16
3-1-4 受講者の主な受講動機（平成30年度）【複数回答】	17
3-1-5 妻（パートナー）が受講を望んでいる場合、妻（パートナー）側の 主な動機（平成30年度）【複数回答】	17
3-1-6 加害者更生プログラムの実施者	18
3-2 ヒアリング調査結果	19
3-2-1 プログラム実施における手続き・運営上の課題	19
3-2-2 連携体制	23
4 民間団体との連携による加害者更生プログラムの試行実施に係る基本的な考え方 27	
4-1 被害者支援の一環としてのプログラムという位置づけについて	27
4-2 プログラムの名称について	28
4-3 暴力のリスク評価	28
4-4 受講対象者	29
4-5 受講条件	30
4-6 パートナーへの連絡方法	32
4-7 募集について	33
4-7-1 被害者が加害者のプログラム受講を希望する場合	33
4-7-2 加害者から応募があった場合	33
4-7-3 その他のルート	34

4-8	参加費の徴収	35
4-9	プログラムの実施回数及び内容	36
4-10	実施体制	36
4-11	関係機関との連携体制	37
4-12	パートナーに対する支援	39
4-13	人材育成等	39
5	諸外国の取組	41
5-1	プログラム実施における手続き・運営	41
5-1-1	受講対象となる暴力の範囲	41
5-1-2	プログラムの広報の方法	43
5-1-3	加害者のプログラム参加に係るパートナーの同意	44
5-1-4	加害者からの参加費用徴収有無	47
5-2	連携体制と情報共有	49
5-2-1	プログラム実施体制	49
5-2-2	実施省庁における担当部署	51
5-2-3	関係機関との連携体制	53
5-2-4	子ども関係機関・当事者との情報共有	56
6	検討会委員の補足見解	61
6-1	中村正座長	61
6-2	大谷あおい委員	65
6-3	菊池安希子委員	67
6-4	原健一委員	70
6-5	山崎菊乃委員	72

1 本報告書の概要

内閣府では、平成16年度、東京都及び千葉県に委嘱し、加害者更生プログラムを試行的に実践し検証することを含めた調査研究を実施した。東京都及び千葉県における試行結果の評価については、「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書」（平成18年6月）にとりまとめている。

地方公共団体がプログラムを実施した例は他になく、これらの試行結果及びそこから得られた課題は貴重な示唆に富むものと思われるため、まずこれらの試行実施結果とそこにおいて提示された課題を整理し、今後、プログラムを実施する上で本検討会において改めて検討すべき課題の洗い出しを行った（第2章）。

東京都及び千葉県における試行結果からは、地方公共団体によるプログラム実施に際しての課題として主に大きく2点が示されている。一つは、プログラム実施における手続・運営上の課題であり、もう一つが、連携体制の構築と情報共有の在り方についてである。本検討会では、試行結果において示された課題を整理するとともに、今後これらの課題に対してどのようなアプローチが可能であるかを検討するために、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対するヒアリング調査を実施した（第3章）。

課題の一つ目であるプログラム実施における手続・運営上の課題については、比較的活動経験が長く、蓄積のある民間団体と連携し、民間団体がプログラムを実施することで、課題を一定程度乗り越えることができるのではないかという考えから、試行結果で示された課題に基づき、民間団体ではどのようなアプローチをとっているのかを中心にヒアリングを行った。

ヒアリングの結果を受け、検討会では、「加害者更生プログラム」という名称を含め、プログラムの位置付けについて特に時間をかけて意見交換を行った。加害者に対するプログラムを含め、加害者対応は被害者支援の一環として実施するものであることはこれまでの調査研究においても示しているところだが、具体的な取組の方向性を検討するにあたり、支援の対象となる被害者の範囲や加害者との関係性についても整理する必要性が生じている。また、過去の試行実施結果からは、連携体制についての課題が多く出されていることから、今後、地方公共団体において、民間団体等と連携して加害者プログラムを実施するにあたり、検討すべき課題について、受講条件や関係機関との連携体制等、計13の課題を整理し、その方向性について検討を行った。（第4章）

2 過去の地方公共団体によるDV加害者プログラム試行実施結果と課題の整理

2-1 平成16年度試行実施の概要

内閣府が平成15年度に作成した「配偶者からの暴力の加害者向けプログラムの満たすべき基準及び実施に際しての留意事項」（以下、「基準及び留意事項」という。）に基づき、以下に掲げる事業内容を行った。

- ・配偶者への暴力の加害者を対象に、小グループによる継続的な講習を行う。
- ・受講を希望した者に対し個別面接を行い、小グループによる当該講習が適していると判断された者に受講を許可する。
- ・参加者（加害者）の配偶者（被害者）への支援員を置き、個々の被害者の状況に応じた支援を行う。
- ・講習終了後に、加害者の態度、行動の変化を測定するために、加害者、被害者及び関係者から聞き取り調査を行う。

また、事業の運営上の留意点として、委嘱を受けた都道府県は、①事業の円滑な運営を図るため、配偶者からの暴力に係る地域連絡協議会を設置すること、②地域連絡協議会は、配偶者からの暴力の被害者を支援している団体を含む複数の関係機関で構成すること、③事業の実施に当たり、内閣府内に置く検討委員会と密接に連携するとともに、地域において配偶者からの暴力の被害者の安全が脅かされることのないよう、関係機関の連携・協力を求め、支援体制を充実させること、を提示した。内閣府内に設置した「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会」は、有識者6名で構成され、試行の実施状況の報告を受け、必要に応じ助言等を行った。

試行実施では、諸外国で行われている加害者更生プログラムを参考とし、参加に当たり様々な誓約をしてもらい、その誓約に違反した場合の対処方針についても事前に参加者から同意を得た。また、参加者のパートナーである被害者への支援を実施団体が同時に行うこととした。

これらの試行実施の結果から、地方公共団体が課題として指摘している点を、大きく二つ、①プログラム実施における手続き・運営上の課題、②連携体制の構築と情報共有に分けて整理する。

2-2 プログラム実施における手続き・運営上の課題

2-2-1 受講者の募集

平成 16 年度の試行実施に際して、受講者は東京都が 6 名、千葉県は 1 名（千葉県は 5 年間の試行実施を通じて 8 名）と、想定に対して少なかった。受講者の確保という課題については、①どこに募集案内を配布し、どのルートで受講者を確保するか、②どのような媒体を用いて広報を行うかが検討課題として挙げられている。

試行実施では、当初、加害者と接する可能性の大きい裁判所や、警察等の機関を通じて、例えば保護命令を受けた者や、配偶者と暴力関係にあったがすでに調停離婚が成立している者、警察に相談をしている者等に対する働きかけを期待したが、各機関の立場や手続上の制約から難しく、断念せざるをえなかった。結果として、東京都は、男性相談を受けた者への案内チラシ送付や、その他の民間相談機関からの紹介による方法、千葉県はホームページや募集案内による公募という方法を中心に募集を行った。

具体的には、千葉県では、ホームページ掲載を中心に実施し、募集案内を作成し、配偶者暴力相談支援センターや精神保健福祉センター、児童相談所、家庭裁判所、地方裁判所、警察署、県内の病院等の関係機関に配布し、窓口に配置した。しかし、希望者が少なく募集期間を延長している。平成 16 年度及び平成 17 年度は、新聞記事やホームページを見て問い合わせてくる者が多かったが、その後は県で実施する男性相談から紹介された者が多かった。申し込み件数は、5 年間で計 20 名、うち 18 名が選考面接を受け、実際に講座に参加したのは実質 8 名（2 年目以降に引き続きフォローのため参加した者が 3 名）であった。

また、募集期間とは関係なく問合せがあったことから、「年度ごとに参加者を募集して講座を運営するよりも、常に募集をかけながら、どの時期からでも講座に参加できる体制づくりも有効である」と指摘されている³。

2-2-2 受講の条件

内閣府による「基準と留意事項」では、プログラム受講者の条件として、身体的暴力を振るった者で、自らが変わることに對する動機付けを持つ者としてい

³ 内閣府による「基準と留意事項」では、グループを、固定した参加者による「クローズドグループ」にするか、新しい参加者を受け入れ、構成メンバーが変化する「オープングループ」にするかについては、それぞれに利点があることから、実施団体に委ねることとしていた。オープングループでは、メンバーが入れ替わることでグループの雰囲気が固定されにくく、経験の長い者が、新しく加入した者のモデルとなり、参加者間での学習が可能となる。一方、クローズドグループでは、メンバーの固定によって凝縮性が高まり、仲間意識も生まれ、安心して自分の意見を発表しあう場を作ることができることが指摘されている。民間団体におけるグループ構成の特徴については、第 3 章を参照。

る。また、その他にも、推奨される条件として、以下のような者が挙げられている。

- ・パートナーに連絡が取れ、その安全を確かめることができる状況にある者
- ・刑事事件で立件されたり、公判継続中であつたりしない者

具体的に想定される受講者としては、保護命令が発せられ、接近禁止命令を受けている者や離婚に向けて話を進めている別居中の者、また、暴力を理由に離婚し、これから新しいパートナーとの関係を築こうとしている者も受講可能としている。

一方、プログラムに適していないとされるのは、以下に挙げるような場合である。

- ・アルコール、薬物の乱用があり、治療を受ける気がない場合
- ・重度の認知障害等があり、グループへの参加が困難な場合
- ・プログラム実施団体が被害者に連絡を取ることを拒み、被害者の情報を提供しようとしめない場合

(1) 対象者について

東京都では、当初は同居中の者を除外することも検討したが、結果として、同居中の者を含め都が民間機関に委託して実施している男性相談を受けた者やその他の民間相談機関から紹介された者を対象に実施した。

千葉県では、内閣府による「基準と留意事項」を踏まえ、①千葉県内に在住の男性、②全講座への参加可能、③暴力をなくそうとする意欲あり、④アルコール・薬物依存なし、⑤自分の暴力と向き合うことで体調を崩したり、気持ちが落ち込まない状態にあること、⑥集団活動可能、⑦別居中、⑧パートナー等と連絡をとることに同意できること、⑨離婚調停等において係争中でないこと、を参加条件として実施した。

(2) パートナーの同意について

東京都及び千葉県では、パートナーの同意を取ることを要件として実施した。試行実施の結果、千葉県では「パートナーの中には、『なぜ自分が、参加者のために話をしなければいけないのか』と考えたパートナーもいる等、パートナー側にも様々な事情がある様子がうかがえたことから、参加条件として一律にパートナーと連絡を取ることの是非についても検討する必要」があることが指摘されている。同様に、東京都も、「被害者の安全確保の観点から、最低限、加害者

の受講の事実についての告知等は必要ではないか」としつつも、「被害者の同意をとることについては、被害者に不要な責任感や期待感を感じさせる可能性があるため、その是非について検討する必要がある」としている。

(3) 同居及び別居に関する条件について

内閣府による「基準と留意事項」では、必ずしも別居していることを必須要件にしているわけではなく、同居している場合であっても、被害者の安全が確認でき、その後の経過も注意深く観察できる環境にあれば受け入れることとしており、その場合は特段の配慮が必要であるとしている。

東京都及び千葉県では、別居を条件に実施した。

東京都では、プログラム開始当初は別居をしていたが、途中で同居を再開したケースがあり、また、別居しているからと言って必ずしも安全とは言えない場合があるという試行結果を踏まえ、むしろ、同居中の場合の安全確保策について検討し、対応方法を整備することで、同居中の者も広くプログラムの対象とすることができればプログラム自体の可能性も広がるのではないかと指摘している。

同様に、千葉県においても、原則として「別居」を条件にしたが、講座に関する問合せの中には、同居しながら配偶者の参加を希望するケースが見られたことから、「DV被害者の中には、現在の生活を継続する一つ的手段として、DV加害者教育プログラムに期待している層があることが示唆された」と指摘している。千葉県では、結果として同居のケースも扱うことになり、「同居しながら講座参加を希望する層に対してアプローチしていくためには、家庭内で不測の事態が起きたとき、パートナーの安全を確保するために、外部から強制的に介入するような枠組みを検討する」ことは、今後の検討課題として指摘している。また、受講者の動機付けの高さだけでなく、パートナーが、自身の今後の生活についてどの程度自立的に考え、行動しているかがポイントになったという結果を受けて、「参加者とパートナーが離婚しているか、または離婚を前提とした別居状況にあること」が受講者として適当であると指摘している。

このように、当初は別居していても、再び同居することもあり、また、同居を継続しながらプログラムを受講するニーズもあることから、別居していることを条件にすべきかどうかは検討の余地があるが、同居していても受講を認めるのであれば、安全確保やそのための体制づくりについても、課題として指摘されている。

2-2-3 パートナーへの支援

(1) 支援内容とその方法について

内閣府による「基準と留意事項」では、地方公共団体は、プログラムを実施するに当たって、被害者の心身の安全を確保すること、そのために、被害者への支援員を置き、個々の被害者の状況に応じた支援を行うこととしている。

支援員の役割としては、関係機関と連携・協力しながら、利用可能な制度や地域の相談窓口等、被害者にとって役立つ情報を提供し、具体的な安全確保の方針を被害者と一緒に考え、支援していくこととされている。

支援員の確保については、プログラムを実施する地方公共団体が支援員を雇うほか、配偶者暴力相談支援センターや民間シェルター等、暴力を受けた被害者を支援している機関に委託する方法等が挙げられている。その際、加害者と直接接する者が被害者への支援を行うと、加害者の言い分を被害者に伝え、間を取り持つ役割に陥る危険があることから、加害者と直接接することのない者が被害者の支援員となることを推奨している。

東京都では、プログラム実施期間中は、支援員が定期的に電話連絡を行い、場合によっては面接を行い、必要な者には専門の相談機関を紹介する等とした。

千葉県では、プログラム開始後は、支援員が月1回程度の割合でパートナーや子どもの状況を確認するためにパートナーと電話連絡等を取り、さらにファシリテーターチーム（進行役）と支援員の連絡を密にし、受講者の変化、パートナーの変化、家族の状況等について情報交換をすることとした。また、配偶者暴力相談支援センターでは、パートナーからの相談や連絡、一時保護依頼に対して、迅速に対応できる体制をとることとした。講座終了後は、支援員が直接パートナーと面接し、講座に対する評価や今後の支援等について確認した。

(2) パートナーとのコンタクトについて

内閣府による「基準と留意事項」では、パートナーと連絡をとる場合には、原則女性の支援員が、まずは電話でパートナーに対し、どのような形で支援員と連絡を取ることが一番安全だと考えるかを確認する。そのうえで、可能であれば面接を行い、パートナーにとって必要な情報を提供し、今後の具体的な計画について話し合うとしている。

一方、支援員と連絡を取ることが拒むパートナーの場合には、その理由を丁寧に聞き、被害者が安心できる方法（被害者が希望する第三者（カウンセラー等）が同席している場で面接する等）を取るように心がけるとしている。

場合によっては、加害者に直接接しているグループのファシリテーターが、パートナーから加害者の様子について話を聞くことがグループ運営に有効であるが、この場合でも、支援員を通じて連絡を取ったり、支援員と一緒にパートナー

の話を聞いたりする工夫が必要であるとする。そして、プログラムはパートナーの安全確保を第一に考えており、加害者についての情報を収集するためだけにパートナーに話を聞いているのではないことを、被害者に伝えることが重要であるとしている。

東京都では、参加者を決定した後、パートナーに対し、事務局から手紙を送付し、連絡のあったパートナーに支援員が面接し、被害状況の聞き取りを行うとともにプログラムについて説明を行った。

千葉県では、参加者を決定した後、パートナーに対して、支援員が連絡しパートナーの自宅等に出向いて面接を行い、現状確認等を行うとともに、当事業の目的、プログラムの限界等を説明した。

2-2-4 プログラムの内容

内閣府による「基準と留意事項」では、プログラムは、全体を通し、以下の内容を加害者に習得させることが望ましいとしている。

ア 暴力についての理解

暴力は、暴力を受ける相手の苦しみや屈辱を無視して行われるもので、力によって相手を支配し、自己への従属を強いるものであること。身体的なものに限らず、精神的、性的なものも暴力であること。暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であること。暴力は被害者だけでなく、子どもにも大きな被害をもたらすこと。

イ 配偶者等間での対等な人間関係についての理解

暴力的・支配的な関係ではなく、人格を尊重し合う対等な人間関係を築かなければならないこと。対等な人間関係を築くことは実現可能であること。

ウ 自分の行為に責任を持つこと

暴力は、怒り等の感情を自制することができないために起こるのではなく、加害者の意識的な選択によるもので、加害者に責任があること。暴力は、被害者や他の者の責任ではなく、たとえきっかけが被害者にある場合でも、加害者のみに責任があること。暴力が被害者や子どもに与える影響は大きく、この責任は加害者にあること。

エ 暴力を肯定する価値観、信念、行動を変えること

暴力を容認し、擁護する考え方や、他の者に対し力を乱用し、支配するために暴力を手段として用いることは問題で、改めるべきであること。

オ 新たな価値観、信念、行動と配偶者等間での対等な人間関係の構築

暴力を肯定する考え方に代わる、新しい価値観、信念、行動を見出すこと。暴力的・支配的な態度を取ることなく、対等な人間関係を持つための、人との接し方について知ること。

東京都では、加害者が自らの暴力問題を振り返り、暴力に関する自らの認識を改めることをねらいとして、グループワークの形式で自主的学習の機会を提供するものとした。

千葉県では、ドゥルース・モデル⁴をベースに検討することとし、「非暴力」、「威嚇的でない態度」、「尊敬」、「信頼と支援」、「誠実と説明責任」、「性的尊重」、「パートナーシップ」、「交渉と公正性」の8つのテーマの中から「非暴力」、「尊敬」、「性的尊重」、「パートナーシップ」、「誠実と説明責任」の5つのテーマを設定した。

⁴ アメリカ・ミネソタ州ドゥルース市でDV被害者支援の立場から構築された理論モデルであり、加害者の「意図」や「信念」、「価値観」を明らかにしながら、「他者への影響」や「自分の行った行為とその結果について責任を持つこと」を丁寧に説明していく心理教育プログラムである。

2-2-5 プログラムの実施方法

内閣府による「基準と留意事項」では、プログラムを実施する団体（以下、「プログラム実施団体」という。）は、以下の方法によりプログラムを実施することが望ましいとしている。

- ア 暴力は、怒り等の感情のコントロールができないため、またはアルコールや薬物の問題があるためといった理由から生じるのではなく、加害者の意識的な選択によるものとし、プログラムでは、暴力を容認する女性蔑視の意識等加害者の価値観、信念、行動に焦点を当てること。
- イ 1対1の個人カウンセリングではなく、講義やグループ討議を含む小グループによること。
- ウ 各回の進行は、単独ではなく複数名で行うこと。進行役は、加害者に男女の対等な関係のモデルを示すことができる男女のペアが望ましい。
- エ 週1回の頻度で、1回につき1時間30分から2時間、半年程度の期間、継続すること。
- オ グループの大きさは、加害者一人ひとりが発言しやすい人数とし、最大12人程度とすること。
- カ 教材を作り、講義形式と参加型形式を効果的に組み合わせること。ビデオを視聴させたり、テーマについて話し合わせたり、意見を発表させたり、感想を書かせたり、宿題を出したりして、加害者が主体的に参加し、人とかかわることで自分自身の問題に気づき、行動を変化させていくような工夫を行うこと。

東京都では、実施日時を金曜日の19時から21時までの2時間とし、これについては適切であったと評価している。一方、実施主体（東京都）とファシリテーターとの間での情報格差が発生した局面が見られた。特に問題が発生した場合、プログラムの実施現場と実施主体の認識に差異が生じないように、綿密な情報交換を行うことが必要であることが指摘されている。

千葉県では、原則、週1回、土曜日か日曜日（年度により異なる）に実施した。回数は当初18講座であったが、参加者の行動を変化させていくにはそれでは不十分であるとの意見から、平成17年度から平成19年度は21講座に拡大して実施した。

2-2-6 ファシリテーターの基準

内閣府による「基準と留意事項」では、グループにおいて進行役を担う者（ファシリテーター）は、以下の要件をすべて満たしていることが望ましいとしていた。

- ア 配偶者からの暴力の被害者支援の経験を持ち、被害者の置かれている状況等の実態について理解がある、またはこれに相当する経験を持っていること。
- イ 対人援助に関連する分野（心理、社会福祉、教育等）の学士号、またはこれに相当する教育を受けた経験を有すること。
- ウ 配偶者からの暴力、児童虐待、性的虐待、アルコール依存、薬物乱用、力と支配の構造、関連する法律、法的手続等に関する知識を有すること。
- エ 配偶者からの暴力の危険度を評価でき、危機介入に関する具体的な手立てについて十分理解し、実際に応用することができること。
- オ グループカウンセリングやグループ教育等、少なくとも1年間の臨床経験を有すること。
- カ これまでに暴力を振るったり、アルコールや薬物の乱用をしたりしたことがないこと。
- キ 男女共同参画に十分な理解があり、性差別的な態度を取ることがないこと。
- ク 進行役としての業務を始める前に、加害者向けプログラムの指導方法に関する専門的事項についての研修を受けていること。

上記に加え、ファシリテーターは、第三者機関等における専門家による、暴力について及び加害者、被害者に関連する専門的事項についての研修を、継続的に受けることが望ましいとされている。

東京都では、知識と経験のあるファシリテーターとして、東京都が指定した2名に加え、委託先においてさらに2名を追加指定した。

千葉県では、臨床心理士や精神保健福祉士、若者向けデートDV予防講座のファシリテーター経験者、男女共同参画課員ら4～7名からなるファシリテーターチームを擁立し、プログラム等の選定や講義内容の見直し等も実施した。

2-2-7 プログラムの評価と受講者のフォローアップ

内閣府による「基準と留意事項」では、プログラムの評価について、①被害者の安全は確保されているか、②加害者は自らの暴力の責任を認識しているか、③

加害者は価値観、信念、行動を変化させたかという観点から行うとしている。

評価の方法は、被害者や加害者あるいは関係機関の担当者等からの聞き取り調査等の方法によって行うこととし、評価により問題点が明らかとなった場合には、その結果に基づき、プログラム実施団体は必要に応じ改善に努めることとする、としている。

東京都では、プログラムの前後に参加者の自己申告による「ドメスティックバイオレンス簡易スクリーニング尺度 (DVSI)」を実施した。プログラム開始前及び受講期間中に比べ、プログラム終了時には、身体的暴行または傷害、性的強要、心理的攻撃の有無と頻度の得点が低くなっていたことから、一定の効果が見られたと考えることができる一方で、プログラム期間中に暴力の再発があったというケースもあった。また、プログラム終了後のフォローアップを行うことができなかったため、今後は、民間の相談機関等とも連携し、それぞれのレベルに合わせた多様なフォローアッププログラムがあることが望ましいとしている。

千葉県では、受講者がこれまで行ってきた暴力に対する認識を確認するため、38項目からなる暴力行為に関し、「最近1年以内」と「最近1年より前」の暴力の頻度について、プログラム開始時とプログラム終了時に自己評価をしてもらった。また、パートナーにも同様の質問を行い、その一致度を比較する等して評価を試みた。ファシリテーターによる評価では、「プログラムに参加することで一定の変化は見られるものの、必ずしも日常生活の中で暴力を止められるレベルまでには至っていない」としている。

2-3 連携体制と情報共有

プログラムの目的は、被害者の安全を高めるためであり、第一に優先されるべきは被害者であるパートナーの安全の確保である。したがって、試行実施においては加害者プログラムを運営しながら、いかにパートナーの安全を確保し、また、緊急事態等が生じたときには迅速に対応ができるか、そのための連携体制づくりと情報共有の在り方が課題となった。

2-3-1 他機関連携

内閣府による「基準と留意事項」では、被害者の心身の安全を確保する方策として、個々の被害者の状況に応じて関係機関につなげることとしている。また、有機的な連携を図るため、地域の関係機関による連絡会議を定期的開催することが重要だとする。関係機関として想定されているものとしては、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設、女性センター、民間シェルター、福祉事務所、児童相談所、保健所・保健センター、精神保

健福祉センター、ハローワーク、警察、法務局・地方法務局、人権擁護委員、検察庁、保護観察所、更生保護施設、弁護士会、医師会、民生・児童委員等である。

東京都では、生活文化局男女平等参画・青少年対策室が事務局となり、学識経験者・ファシリテーター・庁内関係局課長等により構成する企画運営委員会を設け、事業全体の企画及び進行管理、プログラム実施結果の検証を行った。プログラムは、財団法人東京都医学研究機構に委託し、東京都精神医学総合研究所プロジェクトチームが中心となって実施した。また、事業の円滑な運営を図るため、生活文化局、福祉保護局、東京都精神医学総合研究所、警視庁、地方裁判所、家庭裁判所、法務局、弁護士会、区市関係機関、民間シェルター代表をメンバーとする地域連絡協議会を設置し、地域での連携・協力・支援についての連絡調整を行った。

千葉県では、男女共同参画課が実施主体となり、女性サポートセンター、警察、家庭裁判所、地方裁判所、法務局、弁護士会、医師会、歯科医師会、DV被害者民間支援団体、市町村等関係機関等を構成員とする既存の実務者会議の枠組みを活用し、地域のネットワークの中でプログラムの円滑な運営を試みた。

しかし、こうした会議体は、地域のネットワークの中でプログラムの運営を見守り、モニターしていくには有効であるが、実際にプログラムを運営する段階では、参加者・パートナーの個人情報と同会議の中でどのように扱うかについてルールや根拠がなく、実施期間の後期には継続していくことはできなかった、としている。

2-3-2 情報共有

内閣府による「基準と留意事項」では、プログラム実施団体は、本人の同意なく加害者及び被害者の秘密を漏らしてはならないとしている。また、本人の同意を得て、加害者、被害者の情報を開示する場合には、すべて書面にて確認することを推奨している。ただし、「法令に基づく場合」及び「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合」はこの限りではないとし、場合によっては警察に通報する等の措置を取ることを文書化し、合意を取ることとしている。

被害者には、加害者がいつ、どこでグループを行っているかを事前に伝えることとしている。一方で、ファシリテーターは被害者から得た情報を加害者に伝えるてはならないとしている。

東京都では、参加者に対し、個人情報の管理に係る事項や講座参加の停止・終止に係る事項について説明を行い、参加者全員が同意書に署名した。課題として

は、支援員が知り得た情報を、いつ・誰に・どこまで伝えるべきなのか、等について具体的な基準を明確にする必要があるとした。

千葉県では、ファシリテーター及びパートナーの支援員は、パートナーから得た情報は参加者に伝えないこと、また、参加者から得た情報はパートナーに伝えないこと（緊急時は除く）を原則として実施した。また、個人情報の関係機関への提供については、「法令に基づく場合」と「県が人の生命、身体又は財産の保護のために必要があると判断した場合」に提供することで参加者から同意を得て行った。しかし、実際にプログラムを実施する際は、関係機関の中でどのように参加者及びパートナーの個人情報を共有するかについて、法的な根拠の策定や体制づくりが必要になるとしている。

2-3-3 緊急対応

内閣府による「基準と留意事項」では、加害者が明らかに法律に違反している場合（保護命令違反等）は、警察に通報することとしている。また、差し迫った危険がある場合の対応については、事前に、どのような場合に、どのような手続きを踏み、どのような対応を行うかを明文化し、プログラム実施に関わるすべての者に周知することを推奨している。その上で、被害者からの情報により判明した場合と加害者からの情報により判明した場合とでそれぞれ対応の流れを例示している。

東京都では、緊急の場合や相談したい場合のレベルに応じたいくつかの連絡先を被害者に明示した。夜間や休日の連絡体制は、配偶者暴力相談支援センターの夜間連絡先を通じて支援員に伝わる仕組みとしていた。試行実施を受けて、支援員に専用の携帯電話をもたせることも有効であると指摘している一方で、支援員が携帯電話で常時対応することは困難であり、携帯電話だけで対応することは避けるべきであるとの見解が示された。

千葉県では、パートナーに対しては、「緊急時の対応について」とする資料を配布する等して警察や一時保護施設の役割について説明した。配偶者暴力相談支援センター内ではパートナーの支援に関する情報を共有し、夜間休日等のパートナーからの電話相談、パートナーに危険が迫った際の一時保護依頼について、迅速に対応できる体制を整備して実施した。一方で、パートナーからは、暴力を受けたことを伝えると、プログラムの受講を継続できなくなることを危惧する状況も見られ、プログラム受講期間中の暴力は、参加者またはパートナーからの報告がない場合に事実を知ることが困難であるとの見解が示された。

3 民間団体に対する調査結果

3-1 アンケート調査結果

3-1-1 活動実績

(1) 年間受講者数

	団体 A	団体 B
平成 28 年度	17 人	53 人
うち、新規の人数	9 人	16 人
平成 29 年度	15 人	43 人
うち、新規の人数	8 人	12 人
平成 30 年度	9 人	40 人
うち、新規の人数	4 人	6 人

(2) 途中でプログラムを離脱した人数

	団体 A	団体 B
平成 28 年度	0 人	3 人
うち、新規の人数	0 人	3 人
平成 29 年度	1 人	3 人
うち、新規の人数	1 人	3 人
平成 30 年度	0 人	2 人
うち、新規の人数	0 人	2 人

(3) 規定のプログラムを終了した人数

	団体 A	団体 B
平成 28 年度	17 人	2 人
平成 29 年度	14 人	19 人
平成 30 年度	9 人	5 人

(4) プログラム終了後もフォローしている人数

	団体 A	団体 B
平成 28 年度	2 人	0 人
平成 29 年度	1 人	0 人
平成 30 年度	4 人	0 人

3-1-2 受講者の属性（平成 30 年度）

（1）性別

	団体 A	団体 B
男性	9 人	40 人
女性	0 人	0 人

（2）年代

	団体 A	団体 B
10 代	0 人	0 人
20 代	0 人	1 人
30 代	4 人	10 人
40 代	2 人	17 人
50 代	3 人	6 人
60 代以上	0 人	6 人

（3）子どもの有無

	団体 A	団体 B
子どもがいる	7 人	35 人
子どもがいない	2 人	5 人

（4）パートナーとの関係性

		団体 A	団体 B
婚姻（事実婚）している	同居している	6 人	21 人
	うち、子どもも同居している	4 人	15 人
	別居している	3 人	13 人
	離婚を予定している（どちらか一方が希望している場合も含む）	0 人	5 人 ※別居している人のうち
離婚している	同居している	0 人	0 人
	うち、子どもも同居している	0 人	0 人
	別居している（面会交流なし）	0 人	3 人
	子との面会交流がある	0 人	2 人
上記以外		0 人	1 人

3-1-3 受講者の団体へのアプローチ方法（平成30年度）

		団体 A	団体 B
被害者 から	インターネットを見て	0人	12人
	チラシを見て	0人	0人
	家族の勧めで	0人	0人
	友人・知人の勧めで	0人	0人
	団体からの声かけで	0人	4人
	DV被害者支援の関係機関(公的)の勧めで	0人	2人
	DV被害者支援の関係機関(民間)の勧めで	0人	0人
	DV以外の関係機関(公的)の勧めで	0人	1人
	DV以外の関係機関(民間)の勧めで	0人	2人
	その他	0人	9人 ※調停での合意事項 4人、マスコミ報道 5人
	加害者 から	インターネットを見て	1人
チラシを見て		0人	0人
妻(パートナー)の勧めで		7人	0人
妻(パートナー)以外の家族の勧めで		0人	0人
友人・知人の勧めで		0人	0人
団体からの声かけで		0人	0人
DV被害者支援の関係機関(公的)の勧めで		0人	0人
DV被害者支援の関係機関(民間)の勧めで		0人	0人
DV以外の関係機関(公的)の勧めで		0人	4人
DV以外の関係機関(民間)の勧めで		1人	2人
その他		0人	0人

3-1-4 受講者の主な受講動機（平成30年度）【複数回答】

	団体A	団体B
妻（パートナー）と同居を続けたい	6人	17人
妻（パートナー）と婚姻（事実婚含む）関係を継続したい（別居中あるいは別居の可能性はあるにしても）	9人	18人
子どもと同居を続けたい	4人	9人
子どものために離婚をしたくない（別居中あるいは別居の可能性はあるにしても）	0人	17人
子どもと面会交流をしたい（離婚している、または離婚予定の場合）	0人	11人
暴力をふるう自分を変えたい	9人	5人
その他	0人	5人

3-1-5 妻（パートナー）が受講を望んでいる場合、妻（パートナー）側の主な動機（平成30年度）【複数回答】

	団体A	団体B
夫（パートナー）と同居を続けたい	4人	19人
夫（パートナー）と婚姻（事実婚）関係を継続したい（別居中あるいは別居の可能性はあるにしても）	7人	11人
子どもとの面会交流が心配（離婚している、または離婚予定の場合）	0人	5人
子どものためによりよい父親になってほしい（婚姻中または別居中の場合）	8人	4人
その他	1人	10人

3-1-6 加害者更生プログラムの実施者

(1) 必要と規定している資格

団体 A	団体 B
被害者支援員としての経験、精神科医、精神保健福祉士、ソーシャルワーカー、臨床心理士等	規定講座の修了と基準のクリア(ただし、実習中の状況や被害者支援経験等により適性を考慮)

(2) 研修

	団体 A	団体 B
期間	2年～3年 (研修終了次第、ファシリテーターとしてプログラム実施)	<ul style="list-style-type: none"> 座学 16 日間 (120 時間程度) プログラム見学 50 時間 実習 50 時間
内容・回数	<ul style="list-style-type: none"> DV被害者グループの参与観察 10 時間以上 (例: 1 回 2 時間のグループ 5 回分) DV加害者グループの記録 36 回 (全 18 回を 2 コール) 第 3 ファシリテーター 36 回 (全 18 回を 2 コール) 	<ul style="list-style-type: none"> 座学 6 回 (1 回につき 2 日から 3 日、1 回 7 時間から 8 時間) プログラム見学 (1 回 2 時間) 25 回 実習 25 回 (1 回 2 時間)

3-2 ヒアリング調査結果

3-2-1 プログラム実施における手続き・運営上の課題

(1) 受講者の募集

団体 A では、DV被害者支援に関する講演や研修等でプログラムに関する情報を提供したり、団体のウェブサイトプログラムについての案内を掲載したりすることを通じて広報宣伝活動を行っている。受講者を関連機関から紹介される場合もある。また、団体 A のファシリテーターの著作物を読んだ被害者が加害者に受講を勧めて申し込むケースや、パートナーが家を出たことを契機に加害者がインターネットで調べて申し込むケースもある。

団体 B では、パートナーが家を出たことや離婚や別居を要求されたことを契機に加害者が申し込むケースや被害者の勧めによる受講が多い。近年では、逮捕を契機に自分自身のDVに気づき加害者が申し込むケースや、子どもの面会交流の条件として申し込むケースも増えている。

(2) 受講の条件

団体 A では、プログラム開始時に受講者へのオリエンテーションを実施し、プログラムのルールを明示して、それを遵守する旨、誓約書へのサインを求めている。ルールは、①遅刻・早退をしない、②他の受講者の誹謗中傷をしない、③被害者や子どもの安全を最優先とし、暴力の再発があった場合は加害者の許可なく被害者や関係機関に連絡を取る事等である。

団体 B では、精神疾患やアルコール依存症・薬物依存症等の問題を抱えていない加害者を対象としている。被害者とパートナー面談を実施できない場合は、加害者はプログラムを受講することができない。また、プログラム開始前に事前面談を実施し、プログラムの参加に当たる 23 項目のルールについて同意を得ている。

いずれの団体も別居中であることを受講条件としておらず、平成 30 年度は婚姻中の受講者のうち 5 割以上が同居中であつた。

(3) パートナー支援

団体 A では、プログラムの主催団体が被害者と連絡を取り合うことを「パートナーコンタクト」と呼び、これをプログラムの重要な軸の一つとしている。

1 クール 1 回パートナー向けのプログラム説明会を実施している。説明会の日程が合わない被害者は個別に面接を行なっている。説明会では、まずは被害者の安全を確認した上で被害の状況を聞き、プログラムの影響が悪く出ていないか等の確認を行い、プログラムの内容を説明している。加害者が被害者の連絡先

を把握していない場合は被害者と連絡を取ることは難しいが、被害者の弁護士を介する等、できる限りの努力はしている。被害者が支援を十分に受けられていない場合は関係機関につなぐ。パートナーコンタクトは情報交換という面だけではなく、プログラムのファシリテーターとの信頼関係を築いていくという面においても重要である。

なお、加害者にはパートナーコンタクトの日程や場所、内容等は一切伝えない。また、被害者が被害者支援機関とつながっている場合は、必要に応じて支援機関との連絡も行っている。関連団体が実施している被害者支援プログラムや個別面接で被害者がプログラムの存在を知り、その夫（加害者）がプログラムに参加することもある。

これまでに、被害者に対する身体的、心理的な暴力が再発生したことがあるが、加害者の面接、被害者との電話やメールでのコンタクトを行い、直接警察に通報するまでには至っていない。

団体 B では、プログラムは被害者支援の一環であるという考えのもとに、被害者とは必ずパートナー面談を実施している。被害者のエンパワメントを目的とし、受講者のパートナーには、同団体が別途被害者に対して実施している月 1～2 回の被害者支援プログラムか、2～3 か月または半年に 1 回実施する個人面談のどちらかへの参加を依頼している。加害者のプログラムの参加状況や参加態度については要望があれば伝える。個人面談では、被害者から今後どうしていきたいか、という希望を聞き、それを実現するために多くの情報提供を行っている。

また、加害者が変わるためには時間を要すること、状態が悪化する人もいること、加害者は何に対しても自分に都合良く解釈するくせが付いているため団体 B で得た情報を都合良く解釈し、それを武器に被害者を追い詰めることがある、という説明をしている。加害者とはプログラムに参加するための事前面談を 3 回実施し、2 回目と 3 回目の事前面談の間にパートナー面談を 2 時間実施している。パートナー面談は 1 回 1 万円で、パートナー面談の費用は 2 回目の事前面談の際に加害者が払う。

（４）プログラムの内容

団体 A のプログラムは、カナダのブリティッシュコロンビア州の公的なプログラムを基にしている。プログラムは 1 クール全 18 回で、希望者は繰り返し継続して参加することが可能であるため、新規と継続の参加者両方が、一つのグループの中に存在している。加害者はインテークの段階から、パートナーからのパートナー説明会での情報提供によりリスク管理を行っている。

プログラムの第 1 回と第 2 回は、「暴力とは」「再発リスクについて」等のテー

マを用いてメンバーと議論し、関係を構築している。直截的なテーマ設定であるが、この場がどのような場であるかを定義するためにもこのテーマを最初に取り上げている。第3回から第10回までは、考え方や感情が変化すれば行動も変化可能であるという理論に基づく認知行動療法の手法を用い、第11回には「責任について」をテーマとし、第12回以降は再発防止のための内容を実施している。再発防止のための理論やリスクマネジメントの考え方に基づいてロールプレイやディスカッションを行い、自分自身のリスクマネジメントのプランを立て、実践できるようになることを目指している。教育的な内容だけではなく、グループダイナミックスを重要視している。メンバー同士の凝集性を高め、自己開示、考えるためのグループワークを毎回のセッションに入れている。

団体Bでは、DV加害者プログラム、被害女性支援プログラム、デートDV防止プログラムの三つを実施している。DV加害者プログラムは、DV被害者支援の一つの方法として加害者向けに実施するプログラムである。被害女性支援プログラムは、DV被害に遭った女性がDVに気づき、自分の人生を取り戻す力を付けるためのプログラムとされる。デートDV防止プログラムは、若者が相手を尊重し、健全で対等な関係を構築するためのプログラムとされる。

DV加害者プログラムは、被害者の安全・安心と奪われた人権と人間としての尊厳を取り戻すことが最大の目的とされている。プログラムでは、DVは相手を支配するための手段として自分自身が選択した行為であることを認め、その結果、パートナーを傷付け、夫婦関係が緊張したものになっていることや、子どもが問題行動を起こしていることに気づき、相手を尊重する価値観を学び、加害者がそれに基づいた態度・行動をとれるよう訓練する。その上で、DVをした責任をとり、相手の要求や決断を受け入れられるようになることを目指している。

プログラムでは、グループを作って輪になって座り、自分の考えや過去のこと等を語り合い、聞き合い、互いに指摘やアドバイスをしている。グループで使用する教材は100種類近くあり、様々なテーマについて話し合い、新しい情報や価値観を学ぶことで自分自身を客観的に振り返り、相手の立場や痛みに気付けるようになることを目指している。

(5) プログラムの実施方法

団体Aでは、男女合わせて10名のファシリテーターが在籍し、交代で男女各1名のファシリテーターが各回のセッションを担当する方法で運営している。ファシリテーター養成研修終了後の実地研修として、ファシリテーター候補者や、地域で被害者支援に携わる者も第3ファシリテーター(メインのファシリテーターのサブとして部分的にセッションを担当する)として入るほか、記録者1名がセッションの流れやファシリテーターの関わり方を記録し、ファシリテーター

ター間において情報共有している。

プログラムは1回約2時間で、8名～10名が参加している。月曜日の午後7時から午後9時まで毎週1回、1クール全18回を1年間に2回実施している。実施回数は、最低限必要な内容をカバーすること、ドロップアウトを防止しやすい長さであること、申し込みしやすい回数と金額であること、参加希望者の待機期間を少なくすることを考慮して全18回としている。受講開始時に、9万円の参加費を支払うことが求められ、これが最後までやり続ける動機にもなる。プログラムは関連団体のミーティングルームを借りて実施している。

団体Bでは、プログラムは月に3回、各2時間実施され、52回以上の参加を必要としている。参加費は1回3,000円である。加害者には、プログラムに参加するための事前面談を1回8,000円で全3回、各1時間実施している。2回目の面談では、身体的暴力は何かあってもしないというルールを設け、そのための勉強をし、パートナー面談で加害者がプログラムに参加することに対してパートナーから同意が得られた場合に、3回目の事前面談ができるとしている。3回目の面談では、プログラムの参加に当たる23項目のルールを説明し、ルールを守ることに加害者から同意を得ている。ルールの中には、「パートナーから具体的な私の言動についてグループで話し合ってもらいたい、という要望が団体Bにあった場合、それについてグループで話し合うことに同意します。」という項目を設けている。原則、個人面談は事前の3回だが、必要に応じて追加で実施している。

団体Bでも、プログラムは男女のファシリテーターで実施することを基本としている。

(6) ファシリテーターの基準

団体Aでは、ファシリテーターには、被害者支援員の経験があることを重視している。現在在籍しているファシリテーターは、精神科医、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理士等である。

ファシリテーターに対しては、DV被害者グループの参与観察10時間以上、DV加害者グループの記録36回、第3ファシリテーター36回の参加を課している。なお、既に被害者支援の経験がある者はその経験を考慮する場合もある。

団体Bでは、デートDV防止プログラムの実施者には、デートDV防止プログラムファシリテーター養成講座を前後期各3日、全6日間の受講を課している。受講費用は1回1万5千円としている。講座の前期1日目と2日目、後期1日目と2日目はDV基礎講座を兼ねている。前後期各2日の全4日間受講、あるいは前後期各3日の全6日間受講した者は、DV被害女性プログラムファシリテーター養成講座を前後期各2日受講し、その後DV加害者プログラムの研修

に参加する。DV加害者プログラムの研修では、3日間で加害者と加害者プログラムの基礎を学んだ後、100種類ほどある教材の紹介と説明等を行い、1回2時間のグループの見学を25回、ファシリテーションの実習を25回課している。グループの見学と実習への参加費用は1回2～3千円である。修了可否は団体Bが判断している。これまでに約70名が受講し、実際にファシリテーターとして活躍しているのは23名である。

研修修了後も、年に数回、自身の経験やケース事例をシェアする機会や、継続学習会への参加が求められる。

(7) プログラムの評価と受講者のフォローアップ

団体Aでは、プログラムが次のクールまでに数か月空く場合は、インターネット・セッション(プログラムとは別枠でのミーティング)やメール等でのフォローアップを行っている。全18回のプログラムで再発防止が完全に実現できるとは限らない。受講者にとって、年単位で繰り返し、毎週のプログラムに参加することは現実的に難しいことから、プログラム受講後に、関連団体が実施しているカウンセリングを利用することでフォローアップしているケースもある。

団体Bでは、加害者の変化を判断できるのは被害者のみであるという考えのもとに、プログラムの修了可否は被害者の許可を必要としている。被害者が正確な判断ができるよう、修了の際の面談では、被害者が評価表を用いてチェックしている。加害者が完全に変わったとはいえないが、被害者自身がDVを見抜くことができるようになり、加害者に影響も支配もされない段階まで力を付けたことから、卒業または参加頻度が減って辞めていくケースもあるとしている。

卒業後の加害者へのフォローアップは行っていない。

3-2-2 連携体制

(1) 他機関連携

民間団体では、独自のネットワーク内でプログラムを実施しており、関係機関との連携は限定的であった。

具体的には、団体Aでは、団体Aが主催したプログラムに関するシンポジウムに参加したDVに関わる団体等と顔が見える関係を構築している。また、他のDVに関わる団体が開催する講座への参加や講師派遣によって関係構築を行っている。

団体Bでは、配偶者暴力相談支援センターに対して積極的に連携を申し入れている。

(2) 緊急対応

被害者の身に危険が生じた場合は警察に連絡をする等のルールを提示し、受講者から誓約書を取得した上でプログラムを行っている。

具体的に、団体 B では、被害者に生命の危険が生じている場合、本人の許可を得た上で被害者が住む地域の警察や配偶者暴力相談支援センターに情報提供し、緊急時には迅速な対応が可能な体制を取っている。

両団体においては、これまで緊急対応が必要な事態は発生していないとしている。

表 1 両団体におけるプログラム運営・実施方法

		団体 A	団体 B
プログラム実施における手続き・運営上の課題	受講者の募集	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じた広報宣伝活動 ・関係機関からの紹介 ・被害者からの勧め ・加害者自らによる申し込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者からの勧め ・加害者自らによる申し込み
	受講の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・開始前に説明会を実施し、遅刻・早退をしない、参加者の誹謗中傷をしない等のルールを明示して誓約書にサインをする必要あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患、アルコール依存症、薬物依存症等の問題を抱えていないこと ・被害者とパートナー面談を実施できること
	パートナー支援	<ul style="list-style-type: none"> ・1クール1回、パートナー説明会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1～2回の被害女性プログラム、もしくは2～3か月または半年に1回の個人面談を実施
	プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全18回 ・プログラム開始時は、「暴力とは」「リスクについて」といったテーマで、アジェンダを設定し参加メンバーとの関係を構築してプログラムを実施 ・第3回から第10回まではABCモデルを用いた認知行動療法を行いプログラムを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・52回以上の参加が必要 ・個人面談はインテークの3回のみだが、必要に応じて個人面談も実施 ・DV加害者プログラム：DV被害者支援の一つの方法として加害男性向けにプログラムを実施 ・被害女性支援プログラム：DV被害に遭った女性がDVに気づき、自分の人生を取り戻

		団体 A	団体 B
		<ul style="list-style-type: none"> 第 11 回には「責任について」をテーマにプログラムを実施 第 12 回以降は再発防止のためのプログラムを実施 	<ul style="list-style-type: none"> す力を付けるためにプログラムを実施 デートDV防止プログラム：若者が相手を尊重し、健全で対等な関係を構築するためにプログラムを実施
	プログラムの実施方法	<ul style="list-style-type: none"> プログラムは 10 名のファシリテーターが交代で実施しており、1 回のセッションは男女各 1 名のファシリテーターが運営 将来的にプログラムを実施予定の者や被害者支援に携わる者も第 3 ファシリテーターとして入るほか、記録者 1 名がセッションの流れやファシリテーターの携わり方を記録し情報共有 1 回約 2 時間で、8 名～10 名が参加 開催日は月曜日の午後 7 時～午後 9 時 1 クール全 18 回を 1 年間に 2 回運営 受講開始時に、1 クール 9 万円の参加費を徴収 	<ul style="list-style-type: none"> プログラムは男女のファシリテーターで実施 月に 3 回、1 回 2 時間実施し、参加者は 52 回以上の参加が必要 参加費は 1 回 3 千円 2 回目と 3 回目の面談の間にパートナー面談を 2 時間実施し、被害者から情報提供をしてもらう。事前面談は 1 回 8,000 円、パートナー面談は 1 万円であり、パートナー面談の費用は、2 回目の事前面談の際に加害者が払う。パートナー面談において加害者がプログラムに参加することについて被害者の同意が得られた場合に、3 回目の事前面談を実施できる。
	ファシリテーターの基準	<ul style="list-style-type: none"> 団体独自の研修への参加が必須 被害者支援員として経験があることを重視 現在のファシリテーターは、精神科医、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理士等で構成 	<ul style="list-style-type: none"> 団体独自の研修への参加が必須 研修は 3 日間の基礎研修や、教材についての説明の受講、グループプログラム見学（1 回 2 時間）を 25 回、ファシリテーションの実習を 25 回。研修修了可否は団体 B が判断する。

		団体 A	団体 B
		<ul style="list-style-type: none"> ・ DV 被害者グループの参与観察 10 時間以上、DV 加害者グループの記録 36 回、第 3 ファシリテーター 36 回の三つの研修が必要（既に被害者支援の経験がある場合は履修回数としてカウントする場合もある）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに約 70 名が受講し、実際にファシリテーターとして活躍している人は 23 名。 ・ 研修修了後も継続学習会への参加が必須
	プログラムの評価と受講者のフォローアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミーティングやメール等でのフォローアップを実施 ・ 関係機関にてカウンセリング形式でのフォローアップを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プログラムの卒業可否についてはパートナーの許可が必要
連携体制	他機関連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体 A 主催のシンポジウムに参加した DV 関係団体と連携体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者暴力相談支援センターに対し連携を申し入れ
	緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者に危険が生じた場合は警察に連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者に危険が生じた場合は警察や配偶者暴力相談支援センターに連絡

4 民間団体との連携による加害者更生プログラムの試行実施に係る基本的な考え方

4-1 被害者支援の一環としてのプログラムという位置づけについて

DV加害者プログラムに関する内閣府の立場としては、平成15年度の調査研究で取りまとめた「留意事項」においても、「プログラムの第一の目的は、被害者の安全を高め、加害者に自らの暴力の責任を認識させることである。」としており、被害者支援の一環として行うことを示している。

自らの加害行為を認識していない加害者に対し、自らの行為を振り返る機会を与え、反省させることにより、暴力を振るわなくなること、あるいは将来の加害行為を防止し、新たな被害者を生まないようにすることは、被害者支援にあたると考えられる。また、自らの加害行為を認識している加害者が、プログラムに参加することで暴力が停止するのであれば、それは被害者支援に資するものである。DV被害者の多くが加害者と別居等をしていない状況があることから、地域に加害者プログラムが存在し、参加することで加害者からの暴力の停止につながるのであれば、被害者支援のメニューが拡充することになるとの意見があった。

さらに、警察官による受講勧奨や保護命令と組み合わせた受講命令、面会交流の一つの条件としての受講等、将来的にはDVの抑止のために公的機関が活用することも考えられるとの意見があった。

一方で、被害者支援のためという観点からは、離婚等で被害者とすでに接触する機会のない加害者本人が自発的に反省・行動変容の機会を望んでいる場合には、公的なプログラムより、すでにある民間団体のプログラムを受講するほうが望ましいのではないかとする意見もあった。

また、被害者支援という立場からは、被害者が望んだ場合で、かつ加害者が同意して受講を希望するケースが最も望ましいのではないかとする意見もあった。

本検討会においては、被害者支援の一環であるという立場から、少なくとも加害者のプログラム受講を被害者であるパートナーが受け入れているケースを中心としつつも、その他のケースについては、これを一律に排除するのではなく、被害者の安全が確保できるケースを丁寧に選別しながら試行実施できるようにし、その成果や状況等も踏まえながら更に検討を継続することとする。

また、当面の試行実施期間中は、様々な範囲の方を対象者に含めて実施し、効果等を見極めていくこととし、その中で、将来に向けて、どのような範囲について公費負担でプログラムへの参加の後押しを行うことが適当かの検討も行っていく。

4-2 プログラムの名称について

これまで内閣府が行った調査研究においては、「加害者更生プログラム」との名称を用いてきた。

これは、内閣府が行う調査研究が配偶者暴力防止法の規定⁵を根拠としていることによるものであり、令和元年6月に成立した児童虐待防止を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律⁶においても、「DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方」と、同様の表現が用いられている。

プログラムにより更生させることが可能かどうかを含む効果に関する検証は今後の調査に委ねられているものの、プログラム受講によって定期的に第三者が介入することにより、暴力が停止する状態が続く等抑止につながり、それが持続することがあるという点が指摘されている。このような抑止的な機能の発揮が期待されうるという次元の効果を想定し、実施をしていくべきではないかという意見も挙げられた。

一方で、「更生」という表現を用いることで、特に被害者に過度の期待を抱かせることにつながるのではないか、その結果、パートナーの更生を信じて避難のタイミングを見誤り、暴力の危険性が増すのではないか、という懸念も指摘されている。

そこで、本報告書の以下の記述では、「更生」という言葉を含まない、「DV加害者プログラム」と表記することとする。

4-3 暴力のリスク評価

被害者が受ける暴力には様々な種類があり、中には命の危険を脅かすほどの

⁵ 配偶者暴力防止法第25条に、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、(略)に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上に努めるものとする」と規定している。

⁶ 「はじめに」参照。

暴力もあるとともに、同居中・別居中・離婚後等配偶者間の様々な状況が想定される中、プログラムの受講がより必要性が高いあるいは適していると考えられるケースについて検討した。

プログラムを制度化するにあたっては、被害者に対する加害の危険性が高いハイリスクケースにこそ介入すべきである、との意見が多数であった。この場合、「ハイリスク」と考えられるケースとしては、「保護命令の発令要件にあるような身体的暴力によって生命または身体に重大な危害が及ぶ恐れがあるケース」や、「面会交流等を通して子の連れ去りや追跡が危惧されるケース」、「プログラム受講を、相手をより支配・コントロールするために利用しようという狡猾な動機があるケース」等が挙げられた。

一方で、そもそも、現時点で統一的なリスクアセスメントツールがない以上、本報告書においてリスク評価に基づいた一定の基準を示すことは困難であり、まずは統一的なリスクアセスメントツールの開発が急がれるという意見もあった。

また、現在の自己負担による自発的参加者を対象とする民間団体の活動において、ハイリスクケースにどこまで対応できるかは、未知数であるとともに、各団体の能力によるのではないかと、との指摘があった。

したがって、一定のリスク評価を行いながら、プログラム実施団体と検討のうえ、対応可能な範囲をできるだけ広げつつも、その範囲内で実施することが望ましい。また、試行実施の効果を検討する際にはリスクアセスメントツールを活用することの効果についても併せて検討することが望ましい。

なお、将来的には、リスク判断手法の確立と、ハイリスクケースへの対応についても、その必要性や可能性も含め、引き続き検討する必要がある。

4-4 受講対象者

受講対象者の範囲や望ましいと考えられるケースについて、具体的にパートナー（被害者）との関係性や、加害者の置かれている状況に基づいて議論が行われた。

刑事事件で立件された加害者やこれにより公判係属中の加害者について、プログラムの受講を刑事手続きの結果を軽減するための戦略、あるいは起訴を免れるための試みとして利用する恐れのあることが懸念されるケースは、試行実施時においては、実施団体とも検討の上、対象外とすることも考えられる。

同様に、離婚調停中の加害者についても、プログラムの受講を、離婚後の自らの立場を有利にするために利用する可能性があること、また、実施されるべきではない面会交流に対し、プログラム受講をもって実施決定が安易に出てしまう

ことに対する懸念が示された。

一方で、プログラムの受講を自身に有利に利用しようとする加害者に対しては、それをさせないようにすることもまたプログラムの一つの重要な要素であり、まずはプログラムにつながることのメリットのほうが大きいのではないかという意見もあった。なにより、面会交流において子どもと接触することや被害者に対する再コントロールの可能性も考えられるため、離婚調停中であることをもって、受講の対象外とする必要はないとの意見が多数であった。

ただし、DV被害者やその子どもの心身の状況を鑑みて、安易に面会交流を推奨すべきでないケースもあることに留意する必要がある。また、プログラム受講を条件に面会交流を実施する場合には、被害者に対する支援やフォローも同時に行われることが望ましく、さらに、加害者の態度が実際に変化していることを確認しつつ行われる必要がある。

精神疾患やアルコール・薬物依存は他の専門機関の関与も必要となることから、ヒアリングを実施したいずれの団体も対象外としていた。プログラムを実施する民間団体の対応の範囲にも関わる問題であり、現時点では、原則として対象外とするほうが望ましい。

いわゆるデートDVの加害者については、婚姻関係の有無や世代間で議論する内容が異なることから、別のプログラムによるべきとする意見があった。一方、団体Bは未婚の若年のデートDVの加害者も対象としており、ヒアリングでは、世代間で議論することに一定の意義があるとの意見も出された。デートDVの加害者を対象に含むかどうかは、一律に排除することとはしないが、プログラム実施団体の対応しうる範囲の問題とも関わることから、地域においてプログラム運営を実際に担う民間団体と相談しつつ検討する。

4-5 受講条件

受講条件の検討に際しては、パートナー（被害者）と別居状態にあること及びパートナーが受講を受け入れている場合に限るかが主な論点となった。

まず前者について、パートナーと同居している加害者は、暴力がエスカレートするリスクが生じても直ちに対応できないことや、プログラムを受講することで、パートナーが家を出にくくなってしまうこと等が危惧された。また、同居中の場合は、双方のパワーバランスが異なるため、受講に際して、パートナーの意思が、加害者により強制されたものかどうかを見極めるのは困難ではないかとの意見もあった。

一方で、同居の場合であってもプログラム受講につながることを望ましいと考えられるケースも指摘された。例えば、警察が介入し被害者に一時保護を説得

してもこれに応じない等、被害者が逃げない、逃げられないケースや、被害者がDVと考え、自ら相談や支援につながろうとしている意思が確認できる段階にあるケース、あるいは被害者と加害者のパワーバランスがそれほど偏っておらず、被害者から加害者に対してプログラム受講を勧めることができるようなケース等である。

以上を踏まえると、同居している場合であっても、事前の面接により、同居している被害者の安全を確認できることを条件として、プログラム受講が望ましいと考えられるケースについては受講を認めることが考えられる。ただし、その際は、被害者も支援につながり、その中でエンパワメントすることによりパワーバランスを正常化させることを同時に行ったり、あるいは同居中のパートナーに対するリスクに備えた関係機関との連携や支援体制を整備したりしておくことが望ましい。

なお、同居中でかつハイリスクと思われる場合は、別の支援方法を検討することが望ましい。

次に、プログラム受講に際して、パートナーに受入れの意思を確認することを条件とすることについては、少なくとも、同居の被害者については安全を確認する意味でも、加害者が受講を希望していることを伝え、プログラムについて丁寧に説明し、被害者の意思を確認する必要があるだろう。一方、別居している場合や離婚している、あるいは離婚に向けて調整をしている被害者の中には、加害者との関わりを望まない場合も多く、受入れの確認を行うこと自体が被害者の負担となり得ることや、精神面で悪影響を及ぼすことが危惧される。被害者によっては、別居中であっても、長期間、パートナーからの強い精神的な束縛から抜け出せない場合もあり、そのような状況で被害者にコンタクトをとることは精神的回復を遅らせることになる。被害者が加害者と関わりを持ちたくないと望んでいることがうかがわれる場合には、コンタクトをするべきではない。

一方で、行政が関与することで、被害者に過度の期待を抱かせてしまうことも危惧されることや、プログラムによる変化が生じる可能性があることから、パートナーには可能な限りコンタクトをとり、プログラムの趣旨や内容について、その限界も含めて状況を知らせておくべきであるとする意見も多かった。特に、プログラムを受講することで、すぐさま加害者が変わったり、暴力を振るわなくなったりするものではないことは十分に説明しておく必要がある。

以上から、パートナーからの受入れ意思が明示されていることが望ましいが、これをプログラム参加の条件とはせず、事前にプログラムの趣旨を説明しておく等の対応については、パートナーの精神的な負担を最優先に考慮しながら、コンタクトの必要性を判断することが望ましい。

4-6 パートナーへの連絡方法

加害者自らがプログラム受講を希望し、趣旨説明等のためにパートナーにコンタクトをとる際、誰からどのような方法で行うべきかについては、下記のような複数の選択肢が考えられる。

- ①配偶者暴力相談支援センターや被害者支援団体から連絡を取ってもらう
- ②プログラム実施団体から連絡を取る
- ③被害者の信頼できる家族や友人等を経由してパンフレット等を渡してもらう
- ④パートナーと同居している場合、加害者からパートナーに対しパンフレット等を渡してもらう

同居や別居の状況、パワーバランス等を考慮しながら、適切な方法を選ぶ必要がある。その際、現在加害者プログラムを行っている民間団体では、突然電話をされると怖がらせることもあるため、まずは手紙やパンフレットを送り、被害者の反応を見てから次の連絡方法を検討する等慎重な方法がとられており（3-2-1（3）パートナー支援）、被害者の心情を第一に配慮しながらコンタクトの方法を考える必要がある。

①のように、配偶者暴力相談支援センターから被害者に連絡をとることについては、従来、被害者支援の枠組みにおいて、センターから被害者にアプローチする方法を取ってこなかったことから、配偶者暴力相談支援センターからパートナーに対してコンタクトをとるという考え方には、抵抗感や懸念も示された。

一方で、被害者がすでに配偶者暴力相談支援センターや被害者支援団体につながっている場合、被害者の状況に応じて、配偶者暴力相談支援センターから架電したり、コンタクトをとることは考えられうるという意見もあった。

また、過去の試行実施では、パートナーコンタクトを機に被害者が相談機関と初めてつながり、支援に結びついたというケースも見られた。したがって、被害者との関係性や被害者の現在の状況、プログラム実施中の被害者支援をどの組織が担うか等、情報を総合的に判断しながらパートナーへのコンタクトの方法について慎重に検討することが望ましい。

4-7 募集について

4-7-1 被害者が加害者のプログラム受講を希望する場合

民間団体のヒアリングでは、団体 A はいずれの受講者も加害者から同団体にアプローチをすることで受講につながっているものの、そのうちの多くが「妻（パートナー）の勧めで」となっている。また、団体 B では、受講者の 75% が被害者（パートナー）から団体にアプローチし、加害者の受講につながっている。

委員からは、被害者が加害者にプログラム受講を勧めることができるかどうかは、被害者と加害者のパワーバランスによるところが大きく、とりわけ自らの行為が DV であると認識していない加害者に対しては、被害者自ら加害者にプログラム受講を勧めるのは難しいという指摘があった。実際、民間団体でも、まずは被害者に対する DV 被害者プログラムの中で、被害者をエンパワーし、その上で、プログラム受講が適している場合には、加害者である夫（パートナー）にプログラム受講を勧めることができるようエンカレッジしていた。

したがって、配偶者暴力相談支援センター等において、被害者が回復の途中にあり、加害者にプログラム受講を勧めることができる場合には、パンフレットやチラシ等を用いて被害者に説明し、選択肢の一つとして提示することも考えられる。

被害者がプログラム受講を望んでいても、自身では加害者に勧められない場合には、同居や別居の別や、離婚調停中にあるか等被害者が置かれている状況に応じて、親族や担当弁護士等が加害者に対してプログラム受講を勧める方法も考えられうる。

なお、配偶者暴力相談支援センター等、被害者支援に携わる立場の関係者は、被害者の依頼があっても加害者とは接触するべきではない。

4-7-2 加害者から応募があった場合

民間団体のヒアリングによると、団体 A では、加害者自ら民間団体にアプローチしてきたケースが全てであり（3-2-1 （1）受講者の募集）、また、地方公共団体のヒアリングでも、男性相談窓口に自らの暴力行為について問い合わせがくるケースもあることから、加害者自らプログラム受講を希望している場合が想定される。

一方、加害者側からの応募の場合、プログラム受講者として適切かどうか、応募条件に合致するかどうかの判断が難しいという意見もあった。民間団体では、あらかじめ 3 回程度の個人面接（インテーク）を実施することで、判断をしている（3-2-1 （5）プログラムの実施方法）。

リスクアセスメントシートを活用することやインテークの手続きについて事前の取り決めをしておき、プログラムを実施する民間団体が受入可能な受講者を適切にスクリーニングするための、例えば初回面接の仕組みが必要である。

被害者支援の立場から、加害者側からの応募の場合、4-6で示したとおり、パートナーコンタクトについて慎重な判断が必要となる。もし、パートナーコンタクトが難しく、パートナーの意思を確認できない場合、加害者の動機のみによってプログラム受講を地方公共団体が公費を使って支援することになるため、反対する意見もあった。

一方、暴力を止めたいと真剣に悩んでいる加害者もあり、自発的に受講することで、暴力の重症化を避ける効果が期待できるのではないかという意見もあった。

地方公共団体が実施する上では、少なくとも、被害者が加害者のプログラム受講を受け入れているケースが優先されることが望ましいと考えられる。一方、加害者からアプローチしてくるケースについては、その参加費を地方公共団体が負担するのが適切かどうかを含め、引き続き検討する必要があるが、来年度以降の試行実施期間では、様々な範囲の方を含めて実施する中で効果等を調査研究していく必要があるため、初回面接等を通して適切な参加動機を確認することで加害者からのアプローチを一律に排除する必要はなく、加害者に対する働きかけを除外しないとすることが適当である。

4-7-3 その他のルート

ア 警察

民間団体の受講者の中には、一部ではあるが、警察から紹介されてプログラム受講につながったケースも見られた。

委員からは、警察に認知されること自体が加害者にとって抑止効果となるため、警察を通じて加害者にプログラムを紹介してもらう仕組みをつくることが重要という指摘もあった。とりわけ、警察が介入し、一時保護が必要だと判断したにもかかわらず、被害者がそれを拒否して同居の継続を希望するようなケースにおいては、何らかの方法で第三者が継続的に関わることを望ましく、加害者がプログラムにつながることは一つの選択肢となりうるという意見もあった。

したがって、警察において通報や相談を端緒として、DV加害者に対して接触した場合に、加害者に対して直接プログラムの受講を案内したり、あるいは加害者に接触しない場合であっても、被害者に示す支援の選択肢にプログラム受講を追加したりすることも考えられる。

なお、警察署に協力を依頼する場合は、あらかじめプログラム受講に適する対

象者の範囲や条件を案内するとともに、加害者に交付するためのパンフレットやチラシを活用する等、現場で対応にあたる警察官の負担にならない工夫が必要である。

イ その他

民間団体の受講者の中には、一部ではあるが、官民の関係機関や医療機関、弁護士等からの紹介でつながったケースや、離婚調停での合意事項にプログラム受講が含まれたことを契機につながったケースも見られた。

委員からは、被害者が最も不安に思っていることの一つに、離婚後の面会交流があり、近年、離婚をしても面会交流を通して関係性が継続する場合もあり、プログラムに対する被害者のニーズが一定程度高まっているという意見があった。

今後、弁護士や家庭裁判所に対してプログラムを周知することで、DVを理由とする離婚調停においては、合意事項にプログラム受講を設ける等の方法も検討される必要がある。なお、子どもの安全を確保した面会交流とする制度が確立されていることが前提となる。

また、委員からは、現行法の枠内でも、強い強制力を持つ児童虐待への介入に絡めてプログラムにつなげることも可能ではないかという意見も出された。

今後、児童虐待事案の取扱い等を端緒に面前DVの事案を認知した場合、児童相談所の職員から加害親（DV加害者）に対して、プログラムの受講を案内することも検討される必要がある。

4-8 参加費の徴収

民間団体では1回あたり、3,000円～5,000円の参加費用を徴収しているが、これは運営面において必要なだけでなく、徴収することで受講者の参加意識が高まり、プログラムに対する取組姿勢にもよい影響があることが指摘された。

一方で、委員からは、費用をとることで、金銭的に余裕がない人は受講できず、プログラムが必要な加害者が受講できなくなるという懸念も示された。

今後、プログラムの在り方を検討するためには、試行実施を含め、一定程度のケース数を集めて検証をしていく必要があるため、受講者からはテキストの印刷や会場使用等にかかる実費程度(1,000円程度)の参加費を徴収することとし、また、スクリーニングに係る費用(例：加害者への面談3回、被害者への面談1回)については、参加の動機形成を促進させることも含めて当面は試行実施という位置づけに鑑み、行政が負担するまたは大幅に減免することが考えられる。一方、将来に向けて、どのような範囲について公費負担でプログラムへの参加の後押しを行うことが適当か、試行実施も踏まえ今後も引き続き検討していく必要があるだろう。

4-9 プログラムの実施回数及び内容

プログラムの回数については、民間団体によって異なり、1クール全18回から、少なくとも52回まで幅があった。

オブザーバー参加の地方公共団体からは、長すぎるとドロップアウトの確率が高まるのではないかと、行政が民間団体に委託する方法で実施する場合、1年という長期にわたり、年度を超えるプログラムを行うことは難しいのではないかと、といった意見が出された。一方、必要な内容をカバーする必要があるため、すでに経験の蓄積がある団体Aが実施している18回を最低限の回数とし、実際の回数については、地域におけるプログラム実施団体と検討して決定することが適当である。

また、プログラムの進め方については、1クルールの回数を決めて積み上げ形式で行う方法（途中参加を認めない）と、長期にわたりプログラムを実施し、プログラムの途中からでも参加を認める方法と、民間団体によっても違いが見られた。それぞれに利点があることから（3-2-1 (4) プログラムの内容）、将来的には途中参加できるプログラムの在り方も検討する必要があるだろう。

なお、委員から、プログラムに関わっている間は加害の予防や暴力の程度の低下等が見られるが、プログラム終了後、加害者への第三者の関わりがなくなると、加害のリスクが高まる可能性があるため、1クール終了後も、希望者は継続できる仕組みや、継続してフォローアップすることについても検討すべきであるとの意見が出された。

4-10 実施体制

過去の試行実施では、DV加害者プログラム実施主体は、DV法の枠組みやDV被害者支援体制について熟知しているDV担当課が望ましいのではないかと、という意見があった（2-2-5 プログラムの実施方法）。一方で、オブザーバー参加の地方公共団体からは、DV担当課は、被害者の安全を確保するために加害者と接触しないことを原則としてきたことから、加害者対応の事業を同時に行うことについて懸念が示された。また、委員からも、被害者に関する情報を扱う配偶者暴力相談支援センターを主管する担当課において、加害者対応に関する事業を実施することに対して懸念が示された。

したがって、DV担当課が事業の実施主体となる場合、受講者とは民間団体がコンタクトをとり、パートナー（被害者）とは配偶者暴力相談支援センター等がコンタクトをとる等して対応機関を分け、相互に必要な情報共有しながら進めることが考えられる。 この場合、パートナーや支援者自身の安全確保を最優先

とするため、配偶者暴力相談支援センター等が直接受講者（加害者）とコンタクトを取ることは想定されないが、受講者とパートナーとの関係性や被害者の状況等によっては、プログラム実施団体が、被害者であるパートナーともコンタクトをとることは考えられうる。

ただし、配偶者暴力相談支援センターがこのような事業において被害者支援を担当することについては、プログラム実施団体と連携する中で、受講者の情報に触れることの危険性や、配偶者暴力相談支援センターがパートナーに対してDV加害者プログラムの情報提供を行うことで、過度な期待を持たせることにつながるという懸念も示された。

例えば、相談対応の中でパートナーが強く望んだ場合には、行政の担当部局への問合せを案内する等、可能な範囲での対応をあらかじめ検討しておくことが望ましい。

地方公共団体及びプログラム実施団体において、具体的に考えられる役割分担は、下記内容が想定される。

（地方公共団体）

- ・実施団体の決定・実施内容の相談
- ・受講者の募集案内
- ・会場の確保
- ・関係機関との連携・情報共有
- ・被害者支援（配偶者暴力相談支援センター等） 等

（プログラム実施団体）

- ・受講者受付
- ・事前面接（インタビュー）
- ・プログラム実施
- ・参加料徴収
- ・受講者アンケート 等

なお、プログラムの効果検証については、中立的な立場の有識者からなる委員会等において行うことも検討する必要がある。

4-11 関係機関との連携体制

（実施体制内での情報共有）

民間団体では、受講者のパートナー（被害者）にもコンタクトをとりながら慎重にプログラムを進めていた。

一方、プログラム実施団体と被害者支援機関に分ける場合は、両者が必要な情報を共有しながら、暴力の再発状況等を確認する必要がある。これについて、委員や地方公共団体からは、被害者支援員が知り得たパートナーの情報を、プログラム実施団体に共有した場合の情報の取扱いについて懸念が示された。たとえば、パートナーから「暴力を振るわれた」という情報を聞き取り、これをプログラム実施団体に共有し、実施団体が受講者に対して注意、指導等の対応を行えば、受講者は、パートナーが“言いつけた”と考えて暴力がエスカレートすることも考えられうる。

したがって、暴力の再発状況に限らず、パートナーの情報をプログラム実施団体に共有する場合は、共有する情報の範囲やその後の受講者への対応についても具体的に協議して、あらかじめパートナーから同意をとっておく必要がある。

また、パートナー（被害者）に関する情報は、受講者（加害者）には一切伝えないことは言うまでもないが、例えばプログラムへの参加態度や発言等、受講者に関する情報については、受講者とパートナーの双方が希望する場合、パートナーのプログラムに対する期待を過剰に高めないように配慮しつつ、情報を精査して伝えることについては検討の余地がある。

なお、「法令に基づく場合」及び「人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合」はこの限りではなく、双方の同意を得ることなく警察に通報する等の措置を取ることに付いて、文書化し、受講者の合意を取っておく必要がある。

（警察との連携）

民間団体では、被害者の身に危険が生じた場合は警察に連絡をする等のルールを提示し、受講者の同意書をとっていた。

委員からは、自らの加害行為を警察等に認知されることで暴力の抑止効果があるため、危険が迫った場合に限らず、プログラムの受講を警察に認知してもらう仕組みが必要との意見もあった。一方で、警察への情報提供について受講者から同意を得るのは難しいのではないかと指摘もあった。

パートナーの安全確保が何より優先されるため、緊急時の警察への通報について受講者から同意をとっておくことや、その場合の通報体制をあらかじめ整備しておく必要がある。また、パートナーについても、自ら警察に相談したり、あるいはその同意を得て、DV被害者であることを警察に情報共有しておく等、暴力再発時に迅速に対応してもらえるような体制を整えておくことも考えられる。

いずれにせよ、パートナーの安全確保のためには、警察との連携協力は必要不可欠である。プログラム実施の計画段階から、都道府県警察本部やパートナーの住居地を管轄する警察署等と連携を深め、プログラムへの理解を得るとともに、

有事の際の対応等について意思疎通を図っておくことが望ましい。

(他機関との連携)

警察以外の関係機関との連携については、過去の試行実施時において十分に機能していなかったとの指摘もあり、さらに、委員からは、本人が希望しない場合は、個人情報保護の観点から他機関と情報共有できないため、個別ケースの対応の検討等、実質的な連携を図ることは難しいとの指摘もあった。

プログラム実施に際し、地域の協議会等との連携は実情に応じて検討すべきであるが、医療機関や学校、福祉事務所や男性相談等、加害者や被害者と接する機会がある地域の機関に対してプログラムの周知を図り、加害者をプログラムの受講につなぐ仕組みを構築していくことは有効であると考えられる。

また、個人情報の共有に関する制度化については今後も検討する必要がある。

4-12 パートナーに対する支援

プログラム実施中及び実施後であっても、パートナー（被害者）のフォローアップは必要である。民間団体では、DV加害者プログラムだけでなく、（同一団体あるいはその関係団体が）被害者への回復プログラムを提供しているため、パートナーをそこにつなぐことで、フォローを行っていた。

プログラムを実施するにあたっては、配偶者暴力相談支援センター等がパートナーの安全を確認するとともに、心身の負担軽減等に向けた支援を併行して行う必要がある。また、プログラムが1クール終了したのちにパートナーの安全確認等のアフターフォローを行うことが望ましい。

一方、回復プログラムの提供については、オブザーバー参加の地方公共団体からは、専門性を身に付けた職員の確保や体制整備の必要性から、すぐに被害者や子どものカウンセリングや回復に向けたプログラムを提供することは難しいといった課題も挙げられた。DV被害者支援を行っている民間シェルター等の中には、被害者への回復プログラムを提供しているところもあることから、これら民間団体や自助グループと連携する等して、被害者のニーズに応じて回復プログラムにつないでいく仕組みを構築することも検討していく必要がある。

4-13 人材育成等

本検討会では、ノウハウを蓄積してきた地域の民間団体と地方公共団体が連携してプログラムを実施する体制を前提に議論を進めてきた。一方で、現時点で

地域によってはプログラムを実施する民間団体がそもそも存在しなかったり、経験の蓄積がなかったりする場合もあり、人材育成や団体の育成が重要であるという意見もあった。プログラム受講が必要な加害者は、地域に関係なく全国で受けられることが望ましく、また、将来の様々な仕組みづくりの可能性も考えると、地域的な広がりも重要である。そのため、今後は、研修等の場を活用して、人材の育成やスキルアップを図っていくことも検討課題である。例えば、来年度の試行実施に際しては、試行実施を行う地方公共団体に対し、アドバイザーとして加害者対策に精通した臨床家や学識者に協働していただき、その日のファシリテートやカリキュラムの構成等の振り返りを行うことでさらなるスキルアップを図ることも考えられる。また、試行実施を行う地方公共団体の近隣地域においてプログラムの実施を検討している地方公共団体を対象に、実際のプログラムやアドバイザーとの振り返りの様子を見学してもらう等、学ぶ機会の場を確保することも考えられる。

来年度以降、試行実施を行う地方公共団体を増やしていく中で、しだいに「DV加害者プログラム」自体についての認知が高まり、それが民間団体のさらなる展開や人材の確保にもつながることを期待したい。

なお、本検討会では、グループワーク形式でのプログラム受講を前提としてきたが、地域によっては、そもそもグループワーク形式で行うほど受講者が集まらない場合や、グループワークになじみにくい加害者がいることも考えられ、その場合は個別のカウンセリングやより小規模のグループによる実施とならざるをえないことも想定する必要がある。グループワーク形式で実施するファシリテーターの養成を中心としつつも、個別のカウンセリング等、地域の実情に応じたより多様な加害者対応の在り方についても、今後、調査研究を重ねていく必要がある。

5 諸外国の取組

5-1 プログラム実施における手続き・運営

5-1-1 受講対象となる暴力の範囲

- 諸外国において、DV加害者プログラムの対象としては、任意プログラム、裁判所命令に基づく義務的プログラムいずれにおいても、低～中リスクの加害者を対象としているケースが多い。
- 中～高リスクの加害者を対象とするプログラムについては、裁判所命令や刑務所等の司法制度に組み込まれていることが多い。

(1) アメリカ合衆国・カリフォルニア州サンタクララ郡の取組

アメリカ合衆国のカリフォルニア州サンタクララ郡では、保護監察局が「加害者プログラムとその認証に係る基準⁷」において、加害者プログラムの実施基準等について定め、この基準を満たす団体が認証を受け、加害者プログラムを実施している。

同郡のプログラムでは、ハイリスクな加害者の参加を制限している。リスクが高い加害者とみなされるのは、以下に該当する場合である。

- ・ プログラムの効果やプログラムの安全性に重大な影響を及ぼす、と考えられる心理的病理がみられた場合。
- ・ 未対処の、薬物に基づく深刻な暴力がある場合。
- ・ 被害者の安全に関わる高いリスクがある場合。

また、裁判手続の審理前段階にある加害者についても、司法判断を自身に有利に持って行こうとしているとみなされ、受け入れないと基準で定められている。加害者が裁判過程にあり、被告となっている場合についても、プログラム登録自体が司法制度の一部とみなされているため、受け入れないとされている。既にプログラム受講について裁判所命令を出されている加害者の評価については、プログラム実施側が参加可否の最終的な判断をする。加害者がアルコールや薬物、児童虐待等の問題を抱えている場合は、裁判所と情報共有しながら、プログラムと並行してこれらの問題に対応する専門プログラムを受講させることとされる。ただし、こうした問題が深刻な場合は、受け入れを拒否する場合もある。

⁷ Standards for Batterers Programs and Certification, P.24, 25
<https://www.sccgov.org/sites/owp/board/dvc/Documents/StandardsforBatterersProgramsandCertification2012.pdf>

なお、プログラムに対する支払い能力がないという理由で受け入れを拒否することは禁止されている。

(2) オーストラリアの取組

① ビクトリア州

オーストラリアのビクトリア州では、民間団体「No to Violence」が加害者プログラムの実施基準「男性の行動変容に係る最低基準実施ガイド⁸」を定めている。なお、同基準はオーストラリア全土においても活用されている⁹。

同州においては、DVを主に男性から親密な女性パートナーや他の家族に対する「ジェンダーに基づく犯罪」と位置付けており、身体的、性的、感情的、心理的、経済的な虐待、脅迫、強制はDVとされる。また、これらを子どもに見聞きさせることもDVとされる¹⁰。

DV加害者プログラムは、「Men's Behavior Change Program (男性の行動変容プログラム;通称 MBCP)」と呼ばれている。プログラムが効果を持つためには、加害者が、適切な認知能力を持ち、プログラムの概念を理解した上で、自身が変化するためにプログラムに参加することが必要である。そのため、受講の適格性の評価が重要であることから、同プログラムのファシリテーターが、加害者についての以下の項目¹¹を評価し、受講の適否を判断する。

- 性格、経歴、言語能力
- 障害
- 精神医学的・心理的な重度の症状がある状態
- アルコールまたは薬物の問題
- 考慮すべきその他の事項

また、事前に面接を実施することで、加害者自身のプログラム参加への準備と、変化への動機付けに取り組むことが必要だという。

プログラムの受講資格がないとみなされた加害者は、他の関連サービスにつながる¹²。具体的には、加害者に薬物使用、アルコールの問題等、潜在的なり

⁸ Implementation Guide: Men's Behavior Change Minimum Standards https://www.ntv.org.au/wp-content/uploads/2018/09/Minimum_Standards_manual_August_2018_FINAL_140818_Screen-ready_FA1.pdf

⁹ 内閣府「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書（令和元年8月）P.31

¹⁰ Family Violence Protection Act 2008 https://www.ntv.org.au/wp-content/uploads/2018/09/Minimum_Standards_manual_August_2018_FINAL_140818_Screen-ready_FA1.pdf P.98

¹¹ Implementation Guide: Men's Behavior Change Minimum Standards P.50

¹² Implementation Guide: Men's Behavior Change Minimum Standards P.53

スクとニーズがみられる場合、ファシリテーターは専門的な治療やケース管理につなぐほか、LGBTQ等、加害者のコミュニティの属性に応じた専門プログラムの紹介も行っている。

② ニューサウスウェールズ州¹³

ニューサウスウェールズ州では、前述の「No to Violence」策定の実施基準が用いられている。加害者プログラムには、主に刑務所内で実施されているものと、地域社会内で実施されているものがある。刑務所内では、司法省矯正局によって実施されるDVプログラム¹⁴が中心であり、地域社会内においては、NGO等の民間団体によって、男性の行動変容プログラムを始めとする様々な男性向けのプログラムが提供されている。州政府は、2014年に最低基準を定めており、各団体に提供されるプログラムの質の統一化を図っている。

男性の行動変容プログラムは、低～中リスクの加害者が対象である。地域ごとに様々な介入プログラムが実施されており、実施に当たっては州政府及び「No to Violence」によって策定された実施基準に従うこととされるが、具体的な内容は提供機関ごとに異なる。

支援団体や司法省矯正局、裁判所や弁護士の推薦等、加害者は様々な形でプログラムの紹介を受けて開始される。現在、加害者の受講は任意であるが、州政府は今後、強制受講の制度の導入を検討しているとされる。プログラム参加費は、州政府が一部補助する場合もあれば、受講者個人の全額自己負担の場合もある。比較的新しい制度で、ニューサウスウェールズ州内では現在9か所で35プログラムが実施されている。

一方で、主に刑務所内において実施されているDVプログラムは、中～高リスクの加害者に対し、再加害のリスクを減らすことを目的としている。

5-1-2 プログラムの広報の方法

- アメリカやカナダでは、地域における教育キャンペーンを行い、DVの犯罪性について知らせる取組が目立つ。
- イギリスでは、加害者プログラムを実施している民間団体による加害者とのウェブチャットサービスにおいて、同性・異性愛関係にある男性及び女性加害者に助言する取組も行っている。

¹³ 内閣府「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書（令和元年8月）P. 29, 30

¹⁴ EQUIPPS Domestic Abuse Program

(1) アメリカ・テキサス州の取組

アメリカ合衆国テキサス州では、州司法省地域司法支援部¹⁵が、NPOの支援のもと、加害者プログラム¹⁶の一環として、DVに関するコミュニティの教育キャンペーンを実施している¹⁷。

キャンペーンは加害者プログラムの対象地域で実施され、新聞、ラジオ、テレビ、看板等の様々な媒体を活用し、家族に対する暴力行為の犯罪性や、DVの被害者への影響を伝え、また、家庭内暴力に関する一般の誤解を根絶することを目的とした内容となっている。

(2) イギリスの取組

イギリスでは、民間団体「Respect」が、加害者向けのヘルプライン、メール、及びウェブチャットサービス「Respect Phoneline」を運営している¹⁸。また、同性愛関係にある男性及び女性加害者にも助言を行っている。

5-1-3 加害者のプログラム参加に係るパートナーの同意

- 諸外国において、加害者が加害者プログラムに参加するに当たって、パートナー（被害者）から同意を得ることは必須とはされていないケースが多い。
- ただし、被害者の安全確保や被害者への適切な支援の提供のため、パートナーとのコンタクトは重要とされ、できるだけコンタクトを取るよう推奨されている。

(1) アメリカ合衆国における取組

① テキサス州¹⁹

テキサス州において、加害者プログラムは、州刑事訴訟規則²⁰の評価基準に従い策定されたプログラム実施基準に基づき、州司法省地域司法支援部によって実施されている。

同プログラムは、カウンセリングや治療と位置付けられ、個人あるいはグループ単位でのセッションによる加害者への直接的な介入アプローチを主とする。実施基準は、被害者は参加する必要はないと明記する等、加害者プログラムそのものだけでなく、被害者とコンタクトを取る際に従うべきガイドラインともな

¹⁵ Texas Department of Criminal Justice, Community Justice Assistance Division

¹⁶ Battering Intervention and Prevention Program (BIPP) (虐待介入・予防プログラム)

¹⁷ Battering Intervention and Prevention Program (BIPP) Accreditation Guidelines, P. 45
https://www.tdcj.texas.gov/documents/BIPP_Accreditation_Guidelines.pdf

¹⁸ 民間団体 Respect ウェブサイト <https://respect.uk.net/what-we-do/>

¹⁹ Battering Intervention and Prevention Program (BIPP) Accreditation Guidelines, P. 18, 19

²⁰ Texas Code of Criminal Procedure

っている。

プログラムの実施に当たっては、被害者の安全を常に念頭に置くとしており、被害者に対し、個人情報についてプログラム実施機関での守秘義務を放棄するよう説得したり、強制したりすることは禁止すると規定されている。被害者には、守秘義務の制限も通知される。被害者に対してプログラムの強制力はないとされ、シェルターや専門家の紹介基準・手順についても触れている。

また、プログラム提供者が被害者との接触を開始するときや、被害者がプログラム提供者側に接触してきたときは、被害者との接触に関する手順を文書化することとされており、以下を被害者に通知することと規定されている。

- 被害者から共有された情報は、加害者に開示されないこと（被害者が、加害者のコンプライアンスや暴力の継続を確認することを含む）
- 安全計画の提供について訓練を受けた専門機関に関する情報
- プログラム提供者の接触や、継続的なコミュニケーションから生じ得る安全性の問題等
- 保護命令、家庭内暴力シェルター、DVセンター一時保護所、法的支援等、被害者が利用可能な支援に関する情報
- プログラム実施者との接触の開始・終了は自由であること
- プログラムの完了は、将来の暴力がないことを保証するものではないこと

② その他の州

イリノイ州では、加害者プログラム提供者から被害者へのコンタクトは必須とはされておらず、状況によって判断するとされている。

被害者とコンタクトを取る目的は、被害者の安全確認や保護に関する希望の確認、被害者のアセスメント実施、被害者が希望した場合に加害者プログラムにつながりためとされている。ただし、被害者が、加害者の現在の交際相手または元交際相手で現在も加害者と関係がある場合は、被害者へのコンタクトは高い優先事項とされる。

一方、カリフォルニア州サンタバーバラ郡では、被害者のカウンセリングは必須事項であり、加害者プログラムの提供者は、被害者が他にカウンセリング等に通っている場合、当該セラピストと連携しなければいけないとされる。

(2) オーストラリア・ビクトリア州における取組²¹

加害者プログラムを実施している民間団体「No to Violence」では、実施基準

²¹ Implementation Guide: Men's Behavior Change Minimum Standards, P.21, 22, 24

²²において、被害者家族との連絡を試みる必要があるとしている。被害者家族と最初に接触を行い、被害者との面会・接触については、被害者の安全確保とシェルターを紹介する等の支援のため、本人の希望があれば継続することとする（少なくとも2週間に1回）。本人が継続的な接触を拒否する場合は、被害者家族のカウンセラーやセラピストと連携を取るものとされる。

被害者家族の連絡先を取得したプログラム実施者は、加害者がプログラムを開始する前に、家族安全連絡担当者²³へ連絡し、被害者家族と連絡を試みる必要がある。

家族安全連絡担当者は、加害者の最初の評価セッションの後、パートナーまたは被害者家族と最初のコンタクトを取る。パートナーまたはその家族が継続的な連絡を希望する場合、必要に応じて、適宜頻繁に連絡を取るものとされる。

加害者がプログラムに参加する際、家族安全連絡担当者はパートナー及びその家族に、プログラムの内容とアプローチ方法、その他関連するすべてのプロセスについて、口頭及び書面で情報提供する。パートナーまたは家族が、家族間暴力に関する別の専門的支援を受けていない場合、家族安全連絡担当者は、州が策定した指針²⁴に沿って、プログラム期間中、関連するあらゆるリスク評価やリスク管理、安全計画プロセスを継続的に実施することとされる。なお、パートナーまたはその家族が、すでに別の専門サービスやケース管理サービスの支援を受けており、家族安全連絡担当者からの継続的な接触を望まない場合、家族安全連絡担当者はパートナーまたはその家族のケースマネージャーと、情報共有のために連絡を取る。

（3）イギリスにおける取組²⁵

イギリスで加害者プログラムを実施している民間団体「Respect」においては、被害者とのコンタクトについては必須ではないものの、被害者の安全確保やシェルターの提供等を目的に「被害者と能動的コンタクトを取る」という姿勢を取っており、積極的に被害者と連絡を取るようになっている。

被害者及び危険にさらされている他の関係者への連絡方法については、統合サービスシステム（ISS）²⁶が関係者と連絡を取ることが、加害者へ通知される。しかし、ISSがパートナーらに連絡を取ることについて加害者が把握することが被害者にとって安全でないと判断される場合は、その理由が記録される。

²² Men's Behaviour Change Minimum Standards

²³ Family Safety Contact Worker (FSCW) と呼ばれる。

²⁴ Victorian Family Violence Risk Assessment and Risk Management Framework

²⁵ Respect Standard, P15, 19, 20 <http://respect.uk.net/wp-content/uploads/2017/02/Respect-Standard-15.11.17.pdf>

²⁶ Integrated Support Service と呼ばれる、加害者プログラムに附随する被害者のための総合サポートサービス

被害者が ISS と関わることは必須ではないとされており、被害者とのコンタクトは加害者プログラムの実施条件とはされていない。ただし、ISS のスタッフは、プログラム実施期間中に ISS が被害者と連絡を取り続けたい理由を、被害者に明確に説明する必要があるとされている。

なお、被害者の連絡先は、加害者が加害者プログラムにアクセスしてから 24 時間以内に、加害者プログラムのスタッフから ISS のスタッフに提供される。ISS は、この情報を受け取ってから 1 営業日以内に（特定のリスクの懸念がある場合はより早く）、現在危険にさらされていると特定されたすべての被害者と確実に連絡を取ることとされる。

5-1-4 加害者からの参加費用徴収有無

- 任意参加の場合は必ず費用が発生するが、裁判所命令等による強制参加の場合も基本的に受講者は費用の支払い義務がある国が多い。参加者は、支払い能力がないと判断された場合を除き、基本的に費用負担が義務付けられる。
- 参加費用はスライド制が用いられている等、費用が払えない人に対する救済措置も設けられているケースが多い。

(1) アメリカ合衆国の取組

① テキサス州²⁷

テキサス州の加害者プログラムには、貧しい人々にも対応できるようにするため、加害者の収入レベルに応じたスライド式の料金を採用している。参加費用徴収の目的は、加害者に経済的影響を与えることで、自らの行動に責任を持たせることとされる。ただし、支払い能力がないと裁判所が判断した場合は、テキサス州刑事訴訟規則に沿って徴収せず、カウンセリングセッション、またはプログラムへの登録を提供する。

また、加害者が金銭的に支払うことができると判断した場合、カウンセリングのために被害者が被った合理的な費用の全部、または一部を加害者に支払うことを要求する場合がある。

② カリフォルニア州（全域での取組）²⁸

参加費用徴収の趣旨は、加害者が料金を支払うことでDVへの責任感を感じること、加害者が自ら支払いをして受講しているという意識を高めること、その他プログラムの運営費用等とされている。料金体系にはスライド制が導入され

²⁷ Battering Intervention and Prevention Program (BIPP) Accreditation Guidelines P.11, 46

²⁸ Batterer Intervention Systems in California: An Evaluation, P.101, 71

<https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/230702.pdf>

ているが、プログラムの検証レポートによると、料金の未払いも多く、プログラムのスタッフが料金徴収に時間や労力を割いている場合もあるという。

同州における加害者プログラムの検証では、プログラムの料金モデルのひずみも指摘されている。保護観察部門には、低所得者層に対して均等にプログラムの紹介を行う義務があるため、加害者の所得に対してバランスよくプログラムを割り当てようとする結果、加害者の（再犯リスクをもたらず）特性に応じたプログラムの割り当てをすることができなくなるとされている。

また、プログラムで低所得男性の費用を補助するのに、十分な人数の高所得男性がスライド式料金システムを利用しているかどうかは、現時点で不明であるとされる。よりレベルに応じた治療モデルを構築するには、料金の分配や支払い計画についての調査が必要であり、それによって参加者の支払い能力を考慮する必要がなく、純粋にサービスの必要性に応じて受け入れられる可能性が出てくると指摘されている。

なお、参加費用あたりのプログラム完了率は以下の通りとされ、加害者の収入が高ければ高いほど、プログラム完了率も高くなるという。

表 2 参加費用とプログラム完了率

参加費用	プログラム完了率
1 週間あたり 20 ドル未満（全体の約 15%）	約 40%
1 週間あたり 20～25 ドル（全体の約 20%）	約 50%
1 週間あたり 25 ドル以上（全体の約 60%）	約 60%

③ カリフォルニア州サンタクララ郡²⁹

加害者には、プログラムの参加費用が発生する。費用には、加害者の支払い能力とプログラム経費に応じたスライド式料金システムが採用されている。スライド式料金システムは、加害者の受け入れ、評価、オリエンテーション等、プログラムに応じて請求されるすべての料金に適用される。

プログラム提供者は、加害者の支払い能力の財務評価を行い、裁判所に財務状況を提出できることを確認した後、スライドスケールを使用してプログラム料金を決定する。財務評価には、加害者の収入、生活費、扶養家族の人数、及び養育費と賠償を含む裁判所命令による支払い等が含まれる。加害者は、給与明細書や納税申告書、及びその他の収入領収書等、一切の収入証明を提出する必要がある

²⁹ Santa Clara County Probation Department, Standards for Batterers Programs and Certification P. 23, 24
<https://www.sccgov.org/sites/owp/board/dvc/Documents/StandardsforBatterersProgramsandCertification2012.pdf>

り、書類が提供されない限り、加害者は割引料金の対象にはならない。また、プログラム提供者は、被害者や現パートナーにも加害者の収入を確認する³⁰。

料金は、プログラム契約で指定されているとおりに支払われることとされ、プログラムが他の条件を設定しない限り、参加者はすべての料金を期間中に全額支払う必要がある。ただし、低所得者については、遅延支払いへの対応や、名目手数料の支払い交渉にも応じているほか、加害者の財政状態に変化が生じた場合にも対応する。プログラム提供者は、プログラム料金の支払いの代わりに作業・サービスを受け入れたり、交渉したりしてはならない。また、被害者やパートナーから受け取った支払い記録を保持し、参照機関に報告することとされる。プログラム実施団体は、すべての領収書を提供する必要がある。

データシステムには割引料金となるケースのリストが登録されており、保護観察部が利用でき、加害者の名前とケース番号で識別されるという。

すべてのプログラムは、保護観察所・裁判所から紹介を受けた低所得者がグループの合計最大 20%を占めることとするが、プログラムで特に規定されていない限り、20%以上を維持する必要はない。

(2) カナダ・オンタリオ州³¹

オンタリオ州における加害者プログラムでは、参加者の経済的ニーズに応じ、カウンセリングセッションごとに 80~120 ドルのスライド式料金システムを採用している。加害者に特別な事情がある場合では、初セッションにおいて料金値下げの交渉をすることも可能とされ、その場合、初回アポイントメントの電話予約の際、または初セッションの際にカウンセラーと料金を交渉することとされる。

2日間のアンガーマネジメントプログラム（怒りの感情をコントロールするためのプログラム）の費用は 400 ドルとされる。これには、配布資料等が含まれるが、カウンセラーが推奨する本の費用は含まれない。

5-2 連携体制と情報共有

5-2-1 プログラム実施体制

- DV加害者プログラムは、「加害者更生支援のための制度」ではなく、「被害者の安全確保のための制度」と明記し、あくまでも被害者のための制度であることが強調されている。

³⁰ あくまでも複数手段で確認するというプロセスであり、被害者側でも確認できなければいけないという趣旨ではないとみられる。

³¹ Partner Assault Response Program (PAR Program) <https://www.parprogram.ca/en/fees>

(1) アメリカ・コロラド州の取組³²

コロラド州の加害者プログラム実施基準³³では、被害者と地域社会の安全が最優先事項と明記され、これは刑事司法制度や被害者支援、人的サービス、加害者への対応にとっても共通の理念でなければならないとされている。また、加害者のニーズが被害者や地域社会のニーズと対立する時は、地域社会（被害者を含む）の安全が優先されるとしている。

(2) イギリスの取組³⁴

イギリスの民間団体「Respect」が主導し策定した加害者プログラム実施基準³⁵は、加害者への介入に焦点を当てたものとなっている。最も重要なことは、被害者やその子どもにさらなる危害が及ばないことを保証することであり、加害者と接触する目的は、被害者とその子どもの安全を確保するためと位置づけている。加害者の行動の変化の必要性を認識することは重要であるが、リスク低減が常に優先されるとも示唆している。また、加害者への介入だけでなく、被害者への包括的な支援の提供も不可欠と明記している。

(3) オーストラリアの取組

① ビクトリア州³⁶

ビクトリア州では、DVは家族間暴力と位置付けられている。

同州の加害者プログラム実施基準は、主に男性による女性と子どもに対する暴力に焦点を当てている。DVは、圧倒的に男性から女性及び子どもに対して行われているものが多いという点から、「Gender-based Violence (ジェンダーに基づく暴力)」であると位置付けられている。同実施基準では、加害者プログラムは、女性と子どもの視点や安全性、DVからの自由といった点に焦点を当てて設計するとしているほか、加害者の多様性も重視し、異なる文化や言語、性的マイノリティグループ（同性愛者やトランスジェンダーの男性等）にも対応可能であることが定められている。

② ニューサウスウェールズ州³⁷

ニューサウスウェールズ州の加害者プログラムにおける実施基準においても、

³² Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders, P.9

³³ Standards For Treatment With Court Ordered Domestic Violence Offenders

³⁴ The Respect Standard, P.1,4 <http://respect.uk.net/wp-content/uploads/2017/02/Respect-Standard-15.11.17.pdf>

³⁵ The Respect Standard

³⁶ Implementation Guide: Men's Behavior Change Minimum Standards, P.9

³⁷ Minimum Standards for Men's Domestic Violence Behaviour Change Program, P.5

女性と子どもの安全を最優先事項と明記している。プログラム提供者は、女性と子どもに対するリスクに対応するための手順を文書化した上で運用し、被害者である女性と子ども等、あらゆる被害者の安全を優先しなければならないとしている。

(4) シンガポールの取組

シンガポールにおいては、DVは家族間暴力³⁸という位置付けがされており、男性から女性に対するDVだけでなく、子どもや高齢者への暴力についても積極的に取り組んでいる。

加害者に対しては、義務的カウンセリングプログラム³⁹を実施している。これは、家族憲法裁判所が発行する裁判所命令に基づき受講するものであり、女性憲章の第65条に基づいて発行される保護命令に付随する場合もあるとされる。プログラム受講命令を裁判所より言い渡された場合、指定された社会福祉機関のプログラムに参加する必要がある。

プログラムの目的は、加害者を矯正するとともに、被害者とその子どもを支援・保護し、安全確保することとされる。加害者が、各セッションにおいて暴力のサイクル（連鎖や繰り返し）を理解し、アンガーマネジメント等に取り組むことで、加害者・被害者・子どもが暴力のサイクルを抜け出すことにつながるという。また、被害者は、安全計画の策定やシェルター等について学ぶとされる⁴⁰。

5-2-2 実施省庁における担当部署

- 国や州、地域によって、DVを家族間暴力（Family Violence）と位置付けるか、ジェンダーに基づく暴力（Gender-based Violence）と位置付けるかは異なっている。ただ、いずれの位置付けにおいても、理念や目的には「被害者及びその子どもの安全と自由」という文言が書かれており、被害者のみならず子どもが関わる場合の安全確保も明記されている。
- 大別して、厚生労働省に相当する省庁が所管または主導している地域と、司法機関が所管または主導している地域に分けられる。
- オーストラリア・ビクトリア州や、アメリカ合衆国イリノイ州、シンガポール等は社会福祉系の省庁が担当している。カナダのオンタリオ州ウォータールー地域やアルバータ州カルガリー地区、アメリカ合衆国テキサス州等は司

<https://www.ntv.org.au/wp-content/uploads/2018/10/dfv-behavior-change-program-standards.pdf>,

³⁸ The Singapore Family Physician Vol137 No1 Jan-Mar 2011, P.8

<https://www.cfps.org.sg/publications/the-singapore-family-physician/article/127.pdf>

³⁹ Mandatory Counselling Programme (brochure), “Mandatory Counselling Programme (English)”

<https://www.msf.gov.sg/publications/Pages/What-is-Mandatory-Counselling.aspx>

⁴⁰ The Singapore Family Physician Vol137 No1 Jan-Mar 2011, P.9

法機関が担当している。イギリスでは、内務省が児童虐待や奴隷問題、テロ問題等と併せて包括的に担当している。

(1) 社会福祉系の省庁（厚生労働省等）が所管する国

- ・ オーストラリア・ビクトリア州⁴¹

ビクトリア州では、DVを家族間暴力と位置付け、所管省庁である厚生局において高齢者虐待や児童虐待等と併せて包括的に扱われている。同省においてDVへの取組を行う部署・機関としては、州政府の政策を実行する役割を担う部署（Gender Equality）、法令に基づき省外に設置された予防に特化した専門機関（Respect Victoria）、家族間暴力事案へのあらゆる対応を行う部署（Family Safety Victoria）と大きく3組織がある。DV加害者プログラムは民間団体が提供しているが、所管している行政機関はFamily Safety Victoriaである。

また、ビクトリア州警察には家族間暴力の専門チームがある。以前は通常の警察官が家族間暴力の調査に当たっていたが、現在は州全体で家族間暴力専門の調査官が415人補充されたほか、刑事犯罪捜査の基本訓練を受け、特に性暴力や子どもへの暴行を調査する専門の刑事や特殊分析官もいるほか、裁判所での被害者サポートにあたる裁判所担当者や、訴追手続きのサポートをする弁護士も配置されている。

- ・ アメリカ合衆国・イリノイ州⁴²

低所得者層支援等を行うイリノイ州保健福祉省⁴³のパートナー暴力サービス委員会⁴⁴が担当している。また、刑事司法については、州刑事司法情報局⁴⁵が虐待、警察、DVの専門機関を集め、対応している⁴⁶。

- ・ イギリス⁴⁷

内務省（Home Office）が所管しており、弱者保護に関する政務次官（Parliamentary Under Secretary for Safeguarding and Vulnerability）のもと、児童虐待、奴隷問題、テロ問題等と併せて包括的に扱っている。

⁴¹ 内閣府「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書（令和元年8月）

⁴² Illinois Protocol for Partner Abuse Intervention Programs Section I - Male Perpetrators of Woman Abuse, P.vii, ix https://www.biscmi.org/other_resources/illinois_section_Male.pdf

⁴³ Illinois Department of Human Services

⁴⁴ Partner Abuse Services Committee

⁴⁵ Illinois Criminal Justice Information Authority

⁴⁶ イリノイ州刑事司法情報局（ICJIA），“About the Authority”
<http://www.icjia.state.il.us/about/overview>

⁴⁷ Respect Standard; 英内務省 <https://www.gov.uk/government/organisations/home-office>

- ・ シンガポール⁴⁸

シンガポールでは、DVは家族間暴力と位置付けられている。社会家族開発省⁴⁹が社会福祉機関と連携して、加害者に対するカウンセリング、及び子どもを含む被害者家族に対するカウンセリングを実施している（以前はコミュニティ開発・青少年・スポーツ省⁵⁰が所管していたが、2012年の省庁改編後、現在は社会家族開発省が所管している）。

（２）司法機関が所管する国

- ・ アメリカ合衆国・テキサス州⁵¹

犯罪者の監督、被害者支援、刑務所管理等を所管するテキサス州司法省の地域司法支援部⁵²が、家族支援機関「Texas Council on Family Violence」と連携し担当している。

- ・ カナダ

オンタリオ州ウォータールー地域では、検察庁と地域の包括的家族支援機関が連携し、包括的に被害者・加害者対応を実施しているほか、アルバータ州カルガリー地区では、民間団体が中心となって、司法（DV裁判所及び検察庁）や被害者支援機関、児童相談所、警察による多機関連携の取組を実施している。

5-2-3 関係機関との連携体制

- 諸外国において、リスクアセスメントツールは必ずしも多機関で共通のものを用いるのではなく、各機関においてそれぞれの役割や目的に合ったツールを使用しているケースが多い。
- いずれの方法においても、被害者の状況や加害者の危険性、事案の深刻性についての認識が関係機関で共有される仕組みがあることで、アセスメントの意義を果たしている。

（１）オーストラリアの取組

オーストラリアでは、連邦研究機関が構築したリスクアセスメントの方針⁵³に則り、各州でアセスメントを策定。共通のアセスメントツールを使用するのではなく、各機関の役割によって使い分けられている。被害者支援機関においては、

⁴⁸ 社会家族開発省ウェブサイト“Family Violence” <https://www.msf.gov.sg/policies/Strong-and-Stable-Families/Supporting-Families/Family-Violence/Pages/default.aspx>

⁴⁹ Ministry of Social and Family Development

⁵⁰ The Ministry of Community Development, Youth and Sports

⁵¹ Battering Intervention and Prevention Program (BIPP) Accreditation Guidelines P.5

⁵² Community Justice Assistance Division, Texas Department of Criminal Justice

⁵³ National Risk Assessment and Safety Management for Family and Domestic Violence

被害者の各種ニーズに合わせ多機関連携による中長期的対応の必要性を図る目的で使用されている一方、警察等捜査機関でのアセスメントは事件対応をどのようにするべきか判断するために用いられているため、それぞれ調査項目が異なる。

（２）イギリスの取組

実施基準⁵⁴において、DVや虐待における加害者対応は、1つの機関だけで対応できず、決して単独で行われるべきではないとしており、関係機関は地域社会内の複数機関と協力して対応することとされる。

地域における多機関によるリスク評価会議「MARAC (Multi Agency Risk Assessment Conference)」が、関係機関及び機関連携の枠組となっている。MARACは、通常、警察や保護観察所、児童保護機関、被害者支援組織等で構成されており⁵⁵、DVを含む家庭内暴力や虐待のリスクにさらされる特定の個人を監視し、そのリスク軽減のために定期的に召集されている。MARACで最も使用されているリスクアセスメントツールが「DASH (Domestic Abuse, Stalking and Harassment)」と呼ばれるものであり、DV、ストーキング、ハラスメントに共通する指標である。これは、複数の専門家がリスクに関する共通指標を開発することが、機関連携の促進に役立つとの理念のもとで開発された。

ARACを構成する支援組織は、関連機関と情報共有契約を結んでおり、ローカル情報共有プロトコル (Local Information Sharing Protocol) と呼ばれる情報共有システムに登録し、多機関による効果的なリスクマネジメントを行っている。

ここでの守秘義務の範囲には、どの情報を誰とどのような状況で共有するかが明確に定められており、担当者は、守秘義務の範囲を被害者に説明し、当該支援を引き受ける条件として守秘義務フォームに署名する必要がある。ただし、被害者に危険が差し迫っている場合、被害者の同意なしに情報を共有する場合もある⁵⁶。

（３）アメリカ合衆国・カリフォルニア州の取組

カリフォルニア州は、地域によってプログラム実施機関との連携の取り方が異なる。ここでは、ロサンゼルス郡、リバーサイド郡、サンホアキン郡、サンタクララ郡、ソラノ郡の5地域について説明する。

基本的に、プログラム実施機関と裁判官、検事、支援機関、法執行機関等が定期的に集まり、加害者の法的責任追求や被害者の安全性確保のために必要な情報交換を行う。

最も積極的な取り組みを行っているのはサンタクララ郡で、DV協議会と、その常設委員会である加害者介入委員会及び裁判システム委員会が、DV問題に

⁵⁴ Respect Standard, P. 30

⁵⁵ Respect Standard, P. 18, 35

⁵⁶ Respect Standard, P. 18, 19

関する会議を毎月開催している。

① ロサンゼルス郡⁵⁷

ロサンゼルス郡では、DV問題を調整するために司法関連機関や支援組織間で、正式な定期会議はないとみられる。

② リバーサイド郡⁵⁸

リバーサイド郡では、保護観察部⁵⁹が司法関連機関間の連携を調整している。保護観察部は、司法制度における関係機関と年2回の会議を開催しており、加害者プログラム実施団体、DV問題担当の裁判官、地方検事及び公的弁護人の事務所の代表者、保護観察所、社会復帰を支援するボランティア機関の代表者らが出席する。会議では、保護観察部によるプログラムのディレクター（実施責任者等）への実践基準の再確認を行う。また、加害者プログラムに登録されなかった保護観察対象者に関する問題や刑法の解釈、未払い料金の問題についても議論するとされる。

また、1997年以來、年に2回の会議に加えて、DV会議を開催。こちらの会議には、司法機関とリバーサイド郡、及びその他の管轄区域の加害者プログラム実施団体が参加し、加害者プログラムの研修支援も行う。

③ サンホアキン郡⁶⁰

サンホアキン郡の保護観察部は、四半期ごとに加害者プログラム実施団体とミーティングを行い、政策を郡全域で標準化するための協議を行う。これらの会議は、保護観察部と加害者プログラム実施団体間でのみ行われる。

④ サンタクララ郡⁶¹

サンタクララ郡は、裁判所と保護観察部による高レベルの監視に加え、DV問題に対して最も積極的に関係諸機関が連携して対応している群である。同郡のDV問題に対処するため、DV協議会（Domestic Violence Council (DVC)）と、その常設委員会である加害者介入委員会（Batterer Intervention Committee (BIC)）及び裁判システム委員会（Court Systems Committee (CSC)）が、毎月会議を開催している。

⁵⁷ Batterer Intervention Systems in California: An Evaluation, P. 22
<https://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/grants/230702.pdf>

⁵⁸ Batterer Intervention Systems in California: An Evaluation, P. 24

⁵⁹ Department of Probation

⁶⁰ Batterer Intervention Systems in California: An Evaluation, P. 26

⁶¹ Batterer Intervention Systems in California: An Evaluation, P. 27

DV協議会（DVC）は、被害者や裁判所、地域や社会といったコミュニティのメンバー、郡の各機関や各部署間での調整や関係改善を目的としている。また、常設機関である加害者介入委員会は、月例会議を開催し、加害者の法的責任追求と被害者の安全確保に必要な情報を交換している。この会議には、裁判所の代表者や保護観察部、地区検察局、公的弁護人の事務所、加害者プログラムのディレクター（実施責任者等）が出席している。また、これら委員会参加者だけでなく、法執行機関、及び加害者プログラムを含む各サービス提供機関の代表者も参加する。

また、州最高裁判所は、国内関係機関及び司法制度機関やパートナー機関と協力して、DV事件への対応を積極的に調整している。DV調整委員会（Domestic Violence Coordinating Committee（DVCC））を隔月で開催し、DV関係以外で発生した問題をフォローアップしている。DV裁判所の裁判官は、保護観察部、加害者プログラム実施団体、地区検察局、及び公的弁護人の事務所と四半期ごとに会議も開催している。

⑤ ソラノ郡⁶²

ソラノ郡は、2007年時点で、保護観察部が新しいDVデータベースを立ち上げている。新しいシステムは、Webベースのプログラムを介して、加害者プログラムと保護観察部が直接リンクするように設計されている。これにより、加害者プログラム実施側は、加害者の登録状況やプログラムの進捗状況に関する情報を、裁判所と保護観察スタッフが閲覧するデータベースに直接転送できる。

保護観察は四半期ごとに加害者プログラム実施者と会合し、支援プログラムやシステムに関する州法、及び郡の政策方針の詳細を確認する。裁判所やほかの刑事司法機関は会議に参加していない。犯罪者の登録と進捗を継続的に追跡する新しいDVデータベースは、情報の共有と交換を改善するための重要なステップになる可能性があると考えられる。

5-2-4 子ども関係機関・当事者との情報共有

- 諸外国の多機関連携の枠組においては、より適切な被害者支援を行うため、被害者・加害者双方についての情報が関係機関で共有されている。
- 連携機関での情報共有に当たっては、事前に被害者に同意を得ることを原則としつつも、殺人や自殺等の緊急性やリスクが高い状況においては守秘義務の例外とされているケースが多い。

⁶² Batterer Intervention Systems in California: An Evaluation, P.29

(1) アメリカ合衆国の取組

① コロラド州

コロラド州の加害者プログラム実施基準⁶³においては、州が加害者及び被害者に対応するため、州のDV加害者管理委員会⁶⁴によって承認されたDV加害者対応機関 (Approved Provider)、司法機関関係者 (Judicial Supervising Officer)、及び被害者支援対応機関 (Treatment Victim Advocate) で構成された専門家のグループである「多機関連携対応チーム⁶⁵ (MTT)」を組織し、MTT内で情報共有をしている⁶⁶。

DV加害者対応機関⁶⁷は、裁判所命令を受けたDV加害者に対して評価やトレーニングを行う。また、これらの取組は、州DV加害者管理委員会によって評価及び効果検証が行われる。

被害者支援対応機関⁶⁸は、DV関連の地域の被害者支援団体等と協力して、被害者支援を実施する。被害者に関する情報を管理し、MTT内で情報共有をするかどうか、どの情報を共有するかを決定するだけでなく、被害者の経験や状況を踏まえた上で、被害者のフォローも行う。被害者情報を共有する際、守秘義務事項を踏まえた上で他メンバーと連携する。ただし、殺人、希死念慮、児童虐待等は守秘義務の範囲ではないとされており、被害者は事前にこれら守秘義務事項の制限についても説明を受ける。

MTTには、他に、特定のケースに関連する社会福祉サービス、児童福祉等の専門家が加わる場合もある。MTTは、これら各機関及び専門家が協力しあうことで、人員配置や情報共有、リスク評価、治療、行動モニタリング、あるいは加害者対応に関する意思決定を行うとされる⁶⁹。

MTTは、被害者の安全と機密を最優先事項とするため、特定の被害者情報は、被害者から書面による同意が得られた場合にのみMTT内で共有できることとなる。ただし、被害者の書面による同意がない場合、または被害者と接触していない場合でも、殺人、希死念慮、児童虐待またはネグレクト等、一部の情報は機密ではないとされる⁷⁰。

⁶³ Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders

<http://cdpsdocs.state.co.us/dvomb/Standards/standards18.pdf>

⁶⁴ Colorado Domestic Violence Offender Management Board (DVOMB)

⁶⁵ Multi-disciplinary Treatment Team (MTT)

⁶⁶ Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders, P. 113

⁶⁷ Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders, P. 109

⁶⁸ Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders, P. 21, 116

⁶⁹ Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders, P. 20

⁷⁰ Standards for Treatment with Court Ordered Domestic Violence Offenders, P. 21

② イリノイ州シカゴ市

シカゴハイブ警察本部では、連邦政府の助成金プログラムを活用し、DV専門チームによる情報共有の仕組みを導入している。

DV専門チーム内の情報管理に当たっては、DV事件を追跡調査するための専用のデータベース（警察の事件情報データベースにはつながっていない独立したもの）が開発された。主に、裁判所の専門支援員が、警察情報と裁判所関連情報の入力を担当している。データベースの中でも、被害者、届出人、目撃者、被疑者、事件（犯罪）の概要、収集された証拠や写真に関する情報等は、統計処理が行われる。

DV専門チーム結成以降、2,000件を超える事件がデータベース化されている。毎月、事件数と被害者・加害者の人種、保護命令の発令有無、逮捕種別、有罪判決の有無、支援者の接触の有無、再犯率に関する統計情報がまとめられ、「女性に対する暴力局⁷¹」に提出される。

一方で、共有する情報は限られており、ユニット内の各機関において情報の機密性は保たれている。例えば、DVシェルターは、カウンセラーとクライアントの守秘義務によって保護されている個別のクライアントファイルを保持しているが、警察はその内容を見ることができない。また、DVシェルターの支援者は、警察ファイル⁷²は見ることができが、法執行機関のコンピューターデータベースにはアクセスができないことになっている⁷³。

（2）イギリスの取組

イギリスのDV加害者プログラムの実施基準「Respect Standard」における情報共有の法的根拠としては、地域の多機関情報共有に関する議定書⁷⁴が存在する。警察、保護観察、児童保護機関、被害者組織等で作る多機関リスクアセスメント協議会（Multi Agency Risk Assessment Conference (MARAC)）や、加害者のリスク軽減に焦点を当てた多機関調整のシステム（Multi-agency Tasking and Coordination (MATAC)）が、同議定書に則って、加害者あるいは被害者についての情報を他の専門機関と共有する⁷⁵。

とりわけ、被害者情報は最も取扱いにおいて注意を要するとされており、守秘義務はあるものの、被害者に危険が差し迫っている場合は被害者の同意なしに情報が共有されることもある⁷⁶。

⁷¹ Violence Against Women Office

⁷² 警察が持つ資料等とみられるが、詳細は公開情報では不明。

⁷³ Chicago Heights, Illinois, Domestic Violence Unit A Process Evaluation P.13, 14

⁷⁴ Local Multiagency Information Sharing Protocol

⁷⁵ Respect Standard P.30, 18

⁷⁶ Respect Standard P.19, 21

また、情報共有の議定書では、子どもの安全を最優先とした上で情報共有の手続きを踏まえた項目が多い。子どもや保護者の名前、年齢、人種、関連する警察情報、学校、家庭環境に関するデータの中から、関連情報のみがケースバイケースで多機関において共有される⁷⁷。なお、子どもや若者については、通称 MASH (Multi-Agency Safeguarding Hub) と呼ばれる別の枠組で共有されることが多い。

情報共有の方法は多様だが、「必要なものを共有する」という絶対条件がある。たとえばロンドンの Hillingdon 地区⁷⁸では、情報共有については以下のように取り決めている。

- 口頭、対面、会議、電話
- 書面（様式、議事録、手紙、声明、報告書等）によるコミュニケーション
- 内部・外部を問わずメールサービスを介したハードコピーの転送
- 暗号化された電子デジタルメディアデバイスによるドキュメントの転送
- 安全な電子メールやファイル転送システムによる書面情報の転送
- 組織のデータベースや記録へのアクセス等、その場での情報アクセス
- 特に子どもが関わる事案に関しては、警察の情報提供が行われるべきである

また、Harrow 地区⁷⁹では、警察が子どもの福祉や安全に悪影響を及ぼしていると判断した場合、以下の流れで情報共有を行う。

- ① 警察が事前評価チェックリストのレポートを作成し、「MERLIN」と呼ばれるシステムに情報を登録する
- ② MASH に登録されている警察官が、チェックリストの情報を確認し、児童関連サービスに通知する必要があるかどうかを判断する。その際、まず、児童相談所⁸⁰のデータベースにアクセスし、当該児童に対する虐待事件で子ども未解決のケースがあるかどうかを確認する（なお、警察がこのデータベースにアクセスできるのは、「未解決のケース」が存在するかどうかを識別するためのみであり、その他の理由でアクセスしてはならないとされる）
- ③ 未解決のケースがある場合、警察はチェックリストを MASH のコーディネ

⁷⁷ MASH Information Sharing Protocol, P10 (Third Principle) <http://www.harrowscbsc.co.uk/wp-content/uploads/2015/07/Information-sharing-Arrangements-13.pdf>

⁷⁸ Hillingdon LSCB Multi-agency Information Sharing Protocol (July 2016), P.9 <https://hillingdonlscb.org.uk/wp-content/uploads/2016/10/Information-Sharing-Protocol-July-2016.pdf>

⁷⁹ MASH Information Sharing Protocol, P13 (Information entering the MASH from Police)

⁸⁰ Children Social Care

ーターに直接転送し、コーディネーターは、その情報を担当のケースワーカーに送る

- ④ 未解決ケースがない場合、警察は、他の関連情報についてさらに調査を行う
- ⑤ 最後に、警察官は安全な電子メールを介して、MASH のコーディネーターに、チェックリストとその後の調査内容を送信する

(3) カナダ・アルバータ州カルガリー地区の取組⁸¹

カナダのアルバータ州、カルガリー地区においては、民間団体 HomeFront を中心とした取組が実施されており、HomeFront と警察、司法機関、ソーシャルワーカーによる多機関連携での体制が整備されている。

情報共有のためのポータルシステムも構築されており、警察でDV事案を確知した場合、情報を入力し、即時に各関係機関と共有する。また、機微情報を扱うため、HomeFront では職員採用時に高度の身元確認調査を行っている。

(4) オーストラリア・ビクトリア州の取組⁸²

オーストラリア・ビクトリア州では、「Orange Door」と呼ばれる多機関連携システムを構築している。カナダと同様に、電子ポータルに事案を入力することで、連携している多機関が情報を共有できる。

⁸¹ 内閣府「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書（令和元年8月）

⁸² 内閣府「配偶者等からの暴力の被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究事業」報告書（令和元年8月）

6 検討会委員の見解

6-1 中村正座長（立命館大学 産業社会学部・人間科学研究科 学長特別補佐／理事補佐、教授）

DV加害者をどうするか

1. 課題

DV被害の相談や保護命令等が増え、また子ども虐待問題、面前DV、恋人間暴力、ストーキングのDV型（元夫婦関係同士）との関連を考慮すべき事案も増えてきた。親しい者同士の、つまり「関係性の暴力」の典型的なものとしてのDVと虐待が浮かび上がる。さらに男性のDV被害も顕在化している。同性のパートナー同士でも類似の暴力があるので、「親密な関係性」が宿す暴力として把握できるだろう。さらに私は、裁判所で成人の傷害や殺人に関して情状鑑定を行うこともあるが、加害者には子ども時代の被虐待経験が存在していることが多い。これらは家庭内での暴力問題の相互関係があるという事態だろう。ますます本格的な加害者対策が要請されることを実感している。紙幅の関係で論点は二つにしておきたい。どんな加害者を対象にして、いかなるプログラムとすべきかである。

2. だれを対象とするべきなのか

DVでも虐待でも警察への通報事案が多くなってきた。刑事事件となる場合がある。暴力加害者へのダイヴァージョン政策はないが、刑事事件の流れにそくして脱暴力プログラムへの受講を命じることはできる。例えば、矯正施設のなかでも多様なプログラム（性犯罪者再犯防止、違法薬物使用者向け、暴力コントロール等）があり、それらと並んでDVや虐待への問題別プログラムが実装できるだろう。さらに保護観察遵守事項にする等、社会内処遇としても実装できる。現行制度の枠内での現実的なハームリダクションとして奏功するような実践・実装は可能だと考える。

また、民事では離婚問題が関係してくる。そして私的紛争としての家庭内暴力や夫婦問題での任意な問題解決努力によりDV加害者への対応が浮かび上がる。DVを契機にして離婚が課題となる夫婦関係では、調停の過程と並行して、さらに離婚が成立した後の子どもとの面会交流の取り決めともかかわり、脱暴力プログラムへの参加が推奨されるべき機会はある。離婚を首尾よくすすめる、子どもの利益になるような面会交流とするためにも脱暴力プログラム受講は重要だと考える。代理人弁護士からの推奨もできる。

もちろん刑事・民事を問わずに自主的に夫婦間葛藤を解決したいという人々

もいる。加害者プログラムへの任意参加を希望する加害者である。被害者である女性の指摘に応答しようとする人もいる。

こうしてみると動機形成の程度はそれぞれ異なるが、脱暴力への要支援ニーズが存在しているといえる。もちろん受講への経過のなかではリスク評価が必要となる。

現在、「ジャスティス・クライアント」として、触法行為を行った高齢者、知的障害者・身体障害者・精神障害者に関して特別な調整を行い、地域生活定着や医療観察という考え方にもとづき回復や再犯防止の支援をしている。また少年に対しても特別な教育的福祉的対応の蓄積がある。DVや虐待に関係する加害者は、特に刑事制度以外の広範な社会的迷惑、モラルハラスメント（心理的暴力）、支配とコントロールの関係、状況的な暴力となる夫婦間葛藤等として広い意味での暴力を振るうことが多く、プログラムの対象にすべきである。責任能力もある成人の暴力が対象となり、広義の教育的対応が奏功することから、脱暴力プログラムの受講を命令することが加害者対策として必要だと考える。当面はそれを選択できるような機会提供とするのがよいだろう。いずれにしても「抵抗する、敵意のある、動機づけの弱い加害者」へのアプローチとならざるを得ないので、信頼関係をつくり、加害者自らが行動を変えていくことができるような協働関係をつくる必要がある。脱暴力支援には相当な実践力が要請される。

3. どんなプログラムとすべきなのか

これらの加害者対応は、社会教育・学校教育・家庭教育上の課題、そして公衆衛生の見地を加味すべきこと、さらにジェンダー問題の視点、特に男性問題の見地等の複合的な視点から組成されるプログラム、その情報提供、さらにはそれを受講するように命令する制度が構築されるべきである。

また、対象者の広がりを見ると、暴力の定義も広くおさえるべきである。特に、身体的暴力を中心にして暴力を定義するのではなく、何らかの心身症的事態がもたらされる程のコントロールや支配-従属関係作用がある加害者を対象にすることが必要となる。こうした幅のある加害者を想定し、命令された受講から任意の選択による参加までの広がりがあることを前提にしたプログラムが要請される。

一般的には、被害者救済を基本にして、認知行動療法を基礎にして自らの暴力を振り返り、暴力を肯定してきた意識と行動の特性を知り、再発しないよう自己統制を加えていける体系的学習を行うことが基本となるだろう。男性加害者が多いことを前提にしたジェンダー教育・心理教育プログラムが世界的な主流となっている。

しかし、プログラムからの脱落率が高いこと、多様な類型の加害者に一つの政

策やプログラムしかないことへの批判 (One size fits all)、再犯率による効果測定をとおしたプログラムの精査の必要性等が主張され、プログラムの内容、期間、評価、担い手、位置づけ (教育なのかどうか) 等の基本に関する問題が政策論争や学術論争となっている。それは本報告書にも反映されている。

こうしたことを考慮すると、加害者のニーズを見極め、リスクを評価し、動機づけの弱い加害者の特性に対応する応答性の高いプログラムが要請される。これを RNR モデル (Risk-Needs-Responsivity) という。とくに応答性にかかわり、解決志向療法 (ソリューションフォーカスアプローチ)、対話的療法 (ナラティブアプローチやダイアログの活用)、動機づけ面接法等の手法と男性性ジェンダーを考慮したアプローチ、さらに家族システム論による関係性理解やグループ療法等を接合した複合的な手法によるプログラム開発が必要だと考えている。例えば、解決志向療法の鍵となる「プロブレムトークとソリューショントーク」の違い、これまでとは確実に違う行動を取り入れ、変化を具体的なものへと導く動機の協働構築やセルフコントロール力の育成、加害者が自ら脱暴力を持続できるようにするストレングスアプローチ等の多様な内容を含めるべきである。さらに加害者臨床については、動機の低い男性たちの行動と意識変容を促す必要から、単なる心理臨床ではないこともあり、臨床家・実践者には継続的な研修が必要となる。

4. 今後のために

加害者プログラムへの入り口整備が必要である。なかでも自らの暴力に焦点をあてた「男性相談体制」の構築をもとにして、被害者の安全を確保しつつ加害者の動機形成と脱暴力の持続について伴走し、協働できるジャスティス (責任の召喚) とエデュケーション (認知的不正義の克服) とケア (脱暴力化支援) を統合できるソーシャルワーカーのような存在が不可欠である。虐待対応ではすでに児童福祉司や児童心理司が存在しているので研修を行い、この機能を発揮できる可能性がある。そして暴力を容認する傾向のある社会の改革も必要である。こうしたニーズをもった当事者たちを「ジャスティス・クライアント」と位置づけ、暴力を克服していくことが目標となる。そして、私が加害者との対話から感じた、社会もまた保持する「暴力神話」も無くすべきである。現行法を超えた加害者対策の本格的議論も開始したい。例えば保護命令に受講命令を含めること等である。すべてはこれからである。

表 3 暴力神話

暴力は愛のむちである。	暴力は相手が引きおこさせる。
暴力は問題解決になる。	暴力に絶えてこそ人は強くなる。
暴力は正しい。	暴力を振るわれるには理由がある。
暴力をとおして痛みがわかる。	暴力は人を鍛える。
暴力を振るうほどに関係が密である。	暴力は絆を強くする。

6-2 大谷あおい委員（カウンセリングオフィス フラミンゴ 公認心理師、臨床心理士、社会福祉士）

DVがあつて離婚された後に、元夫から面会交流調停の提起があり、PTSDを発症される女性や子どもたちと会うことがある。配偶者暴力相談支援センターに相談や支援はしていない。自分で調べてとにかく離婚したいと行動されたようである。DVやモラルハラスメントの中で、離婚を急がれるのも無理はない。少なくない方に同じようなことが起きているのではと推測している。

元夫は、暴力を行ったという認識もなく、女性や子どもが怖がっているとは思ってもよらず、子どもが会いたがらないのは元妻の入れ知恵だとの発言を調停で繰り返すこととなる。やっと安定してきた母子の生活から安全感は無くなり、フラッシュバックの頻出や母子関係の混乱も起きてくる。

私が居住している地方においては、離婚に際しても県内に留まる方が多く、生活圏が重なる場合や近接していることも多い。間接的に元配偶者に触れる機会もあり、加害者が来るのではないかとの思いは、現実のものである。もちろん、遠くに避難されている被害者も同様の思いを抱えているものと思われる。また、SNSの普及により不安を一層高めていると考えられる。さらに、ひどい虐待がなければDVがあつても面会交流は行うとする裁判所の方針のもと、面会交流がデフォルトとなつてきており、冒頭の例でも面会交流が勧められる。被害者が離れることによつてのみでは、被害者の安全は図れない状況がある。この点において、加害者プログラムは必要だと考えている。

加害者は、何が暴力でどのように傷つけたのか、被害者がその影響でどういう状態にあるのか等を知る機会もなく、放置されているともいえる。また、妻を非難して自分を擁護している場合も多く、変化するきっかけもない状況である。男性相談を設けている都道府県も多いが、加害者相談ではないため限界がある。加害者の思いを受け止めつつも行動変容を促すしくみが必要である。

私が配偶者暴力相談支援センターで勤めていた時、「夫には何もしてくれないのですね」と言われる相談者は少なくなかった。夫が変われば、この家にいられるのに、どうして私が逃げないといけないのか？やっとの思いで相談に来たのに、被害者が逃げるしかないのかと思う人はいた。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律は、DVは犯罪行為をも含む重大な人権侵害だとしながら、加害する人になんらのアクションの規定がなく、被害を受けた人が多大な損失や喪失を負いながら逃げる理不尽さにクラクラしたるうことは想像に難くない。

また、被害者が相談や逃げることを選択するまでには数年から数十年かかることがいわれており、その間に被害を受ける女性や子どもは脳や身体にダメー

ジを被ることが明らかとなっている。そこからの回復には時間もエネルギーも必要であり、それらはすべて被害者が行っている。

加害者プログラムを行うことにより、暴力を選んだ行為者に責任があることが明確化され、被害を与えた影響やその回復にも責任があることを伝えていくことにもなる。被害者ばかりに努力を課されていた現状を、暴力を選んだ人に担ってもらいしくみが用意されることとなる。

一方で加害者プログラムがあればすべて解決するものではない。プログラム内容はもちろん、リスクアセスメントやマネジメントを誰がいつ行うのか。そもそもプログラムに加害者が来るのか？呼びかけは誰が行うのか、等課題は多い。加害者プログラムの実践は民間での実績が長くある。今回、民間団体と行政が連携しながら実施する方向が示された。官民が連携しながら、その地域に合った形での実践が行われていくことを期待したい。

6-3 菊池安希子委員（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域・司法精神医療研究部 室長）

配偶者／パートナー間暴力のリスクアセスメント

配偶者間／パートナー間暴力（Intimate Partner Violence；以下 IPV）のリスクアセスメントの目的は、再加害／再被害のリスク判断を行い、その結果をもとにリスクマネジメントの計画をたてて実行することにある。IPVのリスクアセスメントツールは数多く存在するが、使用される現場に応じて、選択されるべきツールは異なる。以下には、IPVに限らない「暴力」のリスクアセスメントツールの種類を説明し、その上で諸外国において信頼性・妥当性の検証された IPV リスクアセスメントツールを紹介する（ただし、この中には諸外国の矯正局や保護局で使用されている再犯予測のためのリスクアセスメントツールは含まない）。

1. 暴力のリスクアセスメントの種類

暴力のリスクアセスメントには大別すると以下の 3 種類が存在する（菊池, 2017）⁸³。

1) 非構造的臨床家判断 Unstructured Professional Judgement

専門家の臨床判断に基づくリスク判断である。その予測精度は、専門家個人や判断される事例によってバラツキが大きく、偶然の域を超えないことが先行研究により示されてきた。

2) 保険数理学的リスクアセスメント Actuarial Risk Assessment

統計学や意思決定期に基づくリスク判断を行う。典型的にはチェックリストから合計点を算出し一定期間内の再犯予測率（%）を割り出すタイプのツール等が該当する。非構造的臨床家判断よりも予測率が高く、簡易である。しかし、開発集団と異なる集団に適用すると推定確率が再現されにくく、項目内容が静的要因（年齢や過去の情報等介入によって変容不可能な要因）に偏るために、リスクアセスメント結果からマネジメントを計画しにくい。

3) 構造的専門家判断 Structured Professional Judgement

標準的セットのリスク要因を評定した後に、合計点ではなく、臨床家判断によって最終的なリスク推定を行う。保険数理学的リスクアセスメントと同程度の予測力を持つ。静的要因だけでなく動的要因を重視した項目内容になっていることで、介入計画を導きやすい。

⁸³ 菊池安希子：暴力的なクライアントにどう接するべきか？ーリスクアセスメントの活用。特集：「こんなときにどうする？」にこたえる 20 のヒント「心理職の仕事術」, 臨床心理学 17(1) : 49-51, 2017.

上記の特徴をふまえると、ツールの開発集団と同じ集団を対象にして、多数の対象者を短時間でリスクの低・中・高に分類するために適しているのは保険数数学的アセスメントであるのに対し、個別事例に対する介入計画やマネジメント計画を立てる際には、構造的専門家判断ツールが適していると考えられる。

2. IPV のリスクアセスメントツール

IPV や配偶者／パートナー間の殺人のリスクアセスメントについての最近の系統的レビューによれば、18 のツールの信頼性・妥当性が検討されている (Graham et al., 2019)⁸⁴: Danger Assessment (DA), Ontario Domestic Assault Risk Assessment (ODARA), Spousal Assault Risk Assessment Guide (SARA), Domestic Violence Screening Instrument-Revised (DVSI-R), Spouse Violence Risk Assessment Inventory (SVRA-I), Brief Spousal Assault Form for the Evaluation of Risk (B-SAFER), Brief Spousal Assault Form for the Evaluation of Risk Version 2 (BSAFER v.2), Domestic Violence Risk Appraisal Guide (DVRAG), Chinese Risk Assessment Tool for Perpetrators (CRAT-P), Chinese Risk Assessment Tool for Victims (CRAT-V), Danger Assessment-5 items (DA-5), Danger Assessment for Immigrant Women (DA-I), Danger Assessment-Revised (DA-R), Kingston Screening Instrument for Domestic Violence (K-SID), Lethality Screen, Risk Assessment Scale for Domestic Violence (RAS-DV), Secondary Risk Assessment for Partner Abusers (SRA-PA), Severe Intimate Violence Partner Risk Prediction Scale (SIVIPAS)

上記のうち、最も検証研究が多かったのは、ODARA と DA であった。次に検証研究が多いのが構造的臨床家判断ツールの SARA であった。ただし、B-SAFER は SARA の短縮版であるため、SARA と B-SAFER の検証数を合計すると、ODARA や DA と同程度であった。

IPV リスクアセスメントを使用するにあたっては、どのような現場で、誰からのどのような情報が入手可能で、結果をどのように用いるのかを検討の上、適したツールを選ぶ必要がある。さらに、日本で使用する際には、日本版の信頼性・妥当性を検討する必要がある。

⁸⁴ Graham LM, Sahay KM, Rizo CF, Messing JT, Macy RJ. The Validity and Reliability of Available Intimate Partner Homicide and Reassault Risk Assessment Tools: A Systematic Review [published online ahead of print, 2019 Jan 22]. *Trauma Violence Abuse*. 2019;1524838018821952. doi:10.1177/1524838018821952

表 4 ODARA, DA, SARA/B-SAFER の特徴

リスクアセスメント名	特徴
Ontario Domestic Assault Assessment (ODARA)	保険数理学的ツール。12 項目。被害者からの情報を要さない。
Danger Assessment (DA)	最初の 5 項目のどれかに当てはまればさらに 20 項目に回答する。被害者視点で回答する。保険数理学的ツールであるが、動的要因も項目に含まれる。項目は公開されている。オリジナル版以外に改訂版、短縮版、移民女性版等がある。
Spousal Assault Risk Assessment (SARA) Brief Spousal Assault Form for the Evaluation of Risk (B-SAFER)	構造的臨床判断ツール。SARA は 20 項目、その短縮版の B-SAFER は 15 項目。加害者及び被害者についての情報を使用。

6-4 原健一委員（佐賀県DV総合対策センター 所長）

今回の検討会委員を引き受けるにあたり、配偶者からの暴力根絶に向けたこれまでの取組を振り返れば、内閣府における加害者に関する取組は、平成14年度「配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」に始まり、実に17年もの時間を要してより具体的な取組方針へ舵を切ったことに、感慨深い気持ちとともに今後の展開への期待感が高まっています。しかし、一方では課題が山積していることが改めて見えてきました。

これまで、被害者の安全確保や情報漏洩を防止するための加害者対策は各地方公共団体において進んできたものの、被害を受けている当事者たちの「暴力を振るわないようになってほしい」との切実なニーズに対して、加害者自身の自覚と行動変容を促すような直接介入や、加害者更生への社会の理解は遅々として進みませんでした。民間団体は早くから被害者支援の一環として加害者プログラムに取り組み、試行錯誤を重ねてきました。当時加害者プログラムは、その効果以上に、被害者に選択肢の一つを提供し、閉塞的な家庭に変化を生じさせるきっかけを与える可能性のあるものという役割を果たしていたと思います。

平成15年度には、熊本県においてDV加害者研究という名前のついた取組があり、具体的な加害者更生プログラムの検討と、学校におけるDV未然防止教育が始まるきっかけとなりました。これは当時の地方公共団体の取組としては先駆的であり、その後DV未然防止教育として全国的に広まりを見せています。また、報告書内にあるように平成16年度から平成20年にかけて内閣府の「地域における配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究」では、東京都と千葉県において試行実施が行われ、対象となる参加人数こそ少なかったのですが、そこで得られた知見は、今回の検討会における問題整理に大いに役に立ちました。民間団体のヒアリング結果と併せて、今後各地方公共団体と民間団体が連携しながら加害者プログラムに取り組んでいく上で、プログラム期間中の被害者の安全を確保しながら、どのようにプログラムを展開していくか、受講の対象者層や受講条件の吟味、並行して行われる被害者支援の在り方等、幅広く具体的な方向性の検討が行われました。薬物やアルコール、精神疾患等の問題が併存するハイリスクな加害者はその専門の治療を優先し、民間団体や地方公共団体では、自ら男性相談やネット等で情報を求め、問題意識を持った加害者層にまず限定して取り組んでいくとよいという方向性が示されました。

この問題に取り組んできた多くの人々の地道な努力が少しずつ形となって、今に至っています。

また近年、DV被害者支援の流れの変化もこの取組を推し進めるものとなっていると思います。民間団体の加害者プログラムの受講者の多くは、30～50代

男性、パートナーと同居中、被害者・加害者とも相手との関係性を維持したいとの動機づけから、パートナーからの勧めや離婚調停での合意事項の一つとして受講していました。これまでに蓄積されてきた、加害者からいかに逃げるか、いかに離婚を成立させ、被害者が自立して子どもと共に暮らしていけるかといった一連の支援と並行して、「加害者自身が暴力のない生活へ移行する支援」の模索も必要になってきたといえましょう。

しかしながら、より複雑さを増す家庭環境にあつて、被害者のみならず、支援者の安全をも守りながらプログラムを進めていくには、暴力の危険度のアセスメントの精度を上げていく工夫や、被害者や子どもの中長期ケアの充実も求められています。被害者支援を通じて被害者がエンパワメントされ、加害者にプログラム受講を直接勧められるようになる等、家庭内の雰囲気が変わっていくことで、加害者自らが「暴力によらずとも、自分が求めている安らげる家庭を、自分も共に作っていける」という気持ちが生まれてくる可能性があると考えています。

これからDV加害者プログラムとして各地方公共団体での試行実施が始まる場所ですが、世間的にはまだまだ自らの行為がDVであることを認識していない当事者や、自分がDVの被害者、加害者と知られたくないと思っている人たちは相当数いて、匿名性の低い人口規模の小さな地方公共団体での実施は、参加そのものに抵抗が大きいことが考えられます。その地域の実情に合わせた実施の方法も模索する必要性はあるでしょう。

また、どの機関で誰がどのような役割を担うのか、DVを認知した警察、虐待親として児童相談所との連携、これらの関係機関と何よりも、配偶者暴力相談支援センターを始め、被害者支援団体との連携は不可欠となるでしょう。配偶者暴力相談支援センターは、被害者と子どもの意向を丁寧に聴き取り、「保護命令」や「一時保護」の必要性の判断を行うという専門性を高め、警察と加害者プログラム実施団体が加害者に関わっていくという機能分化がいずれ整っていくとよいでしょう。緊急対応を含んで多機関が連携していく上では、迅速に情報共有できるシステムの構築や守秘義務契約等、高セキュリティな情報整備も進めていく必要があります。

既にある地域におけるDV被害者支援のさらなる充実とともに、DV加害者プログラムの効果検証等、今後の発展に期待します。

6-5 山崎菊乃委員（NPO 法人 女のスペース・おん 代表理事）

DV被害者支援における加害者プログラムのあり方

私は1997年に夫の暴力から逃れて、子ども3人を連れて民間シェルターを利用しました。シェルター利用後、被害者を保護する法律がない中、夫の追跡におびえながら毎日ハラハラしながら暮らしていました。あれから23年の間に、DV防止法が制定され関係機関の支援も大きく進歩しました。

現在私は民間シェルターでDV被害者支援をしています。様々な支援制度やネットワークを利用しながら、被害者の安全を守るために必死の毎日です。支援していると思うのは、なぜいつも加害者ではなく、被害を受けた女性や子どもたちが不利益を受けなければならないのか、ということです。暮らしていた土地を離れ、仕事を失い、人間関係を失い、転校を余儀なくされる。本来ならば加害者が処罰され、被害者が安心してこれまでの生活を続けるべきです。被害者が逃げ隠れせず安心して暮らしていけるようにするためには、処罰や教育等の加害者対策が必須です。

将来的には法改正の上、加害者に対する処罰に紐づけした強制的なプログラムを導入するべきと強く主張します。そのうえで、4回にわたって行われた調査委員会での検討を踏まえ、「加害者プログラム」についての意見を述べます。

1. 被害者支援の概念について

被害者支援の一環としてのプログラムであるので、あくまでも被害者の申し出があり、加害者が同意した場合にプログラムを開始すべき。

被害者が加害者にコントロールされ、圧倒的に加害者がパワーを持っているDVという関係を考えると、加害者からの申し出で開始することは、本プログラムが加害者に利用される危険性（別居や離婚を回避する等）があると考えられる。

2. 受講対象となる暴力の範囲

将来的にはハイリスクケースこそ、処罰に付随したプログラムとして必要。

試行段階では、被害者の保護が必要と思われるにもかかわらず、様々な理由から加害者のもとに戻ってしまうようなケースや、面会交流の際に子の連れ去り等のリスクがある場合に被害者の申し出をもって行う。

3. 受講対象者

面会交流を実施せざるを得ない場合に、加害者にプログラム受講を条件とすることは必要であるが、プログラムの実施を条件に面会交流実施の決定が安易に出されないようにすべき。同時に面会交流支援の第三者機関の充実

や事件終了後の裁判所からの安全チェックも必要。

4. 被害者とのコンタクト方法

被害者の保護等の支援を行っているDVセンターやシェルターは加害者と接触すべきではない。被害者や他の利用者の不信を招く。

加害者プログラムを担当する行政セクションと、被害者への直接支援をする行政セクションは別に設け、行政セクション間の連携を取りながらプログラムを進めていってほしい。

5. 募集方法

実施団体や行政のプログラム担当セクションが被害者を対象に募集をし、加害者に働きかける。同時に被害者への直接支援をしているセクションや団体が被害者にエンパワーメントプログラムの実施や相談等のフォローをするシステムが良いのではないかと思う。

募集やプログラムの案内をする際には、被害者にプログラムに対する過度な期待を持たせないことが必要。

6. その他のルート

警察や弁護士、児童相談所等の機関が被害者の意思を尊重して加害者に働きかけることも有効と思われる。

7. 実施体制

本試行では、行政が民間団体に委託するスタイルが前提とされているが、加害者プログラムを被害者支援＝ジェンダーバイオレンスに対する視点から行っている民間団体は限られている。被害者に危険が及ばないために、民間団体の選定は慎重に行うべき。

全国的に統一したプログラムをつくり、研修等の人材育成も大きな課題となる。

以上意見を述べましたが、支援現場の声としては、社会はまだまだ加害者に甘いと言わざるを得ません。処罰がない中プログラムが先行してしまうことは、暴力を容認していることと同じと考えます。本試行は一つのスタートではあると思います。しかし、繰り返しになりますが、被害者・子どもの安全や人権を守るためには、加害者に処罰と教育を受けさせるための法整備が必要であると強く主張いたします。

おわりに

本検討会においては、現行法制度の枠内で、当面目指すべきDV加害者プログラムの在り方を検討した。

過去の試行実施結果や民間団体へのヒアリング結果等を踏まえ、論点となる課題を整理するとともに、それぞれ考えられる方向性を示したが、本検討会における議論のみでは、結論や方向性を導きだせない課題も見られた。

例えば関係機関間の連携や情報共有の在り方については、実際にプログラムを実践してみて、具体的な連携先やその必要性、情報共有の範囲や方法等について、個別ケースに応じて検討、検証していく必要があると考えられる。また、その過程において、さらに検討が必要な質的な課題が見つかる可能性も高い。

今後の展望としては、来年度以降、国の補助事業として、地方公共団体を実施主体として、地域のプログラム実施団体と連携し、試行的にプログラムを実施する必要がある。あわせて現行法制度の枠内で実施可能な被害者の範囲についての検討や被害相談等からプログラムにつなぐルートの開拓等も行う。

また、これらを踏まえて、地方公共団体で活用可能なガイドラインや、実施団体及びプログラムの最低基準を策定し、まずはDV加害者プログラムに対する地方公共団体等による理解を深め、実施に向けた後押しを図るとともに、これを可能とするための実施団体の広がりやファシリテーターの養成等を促進する。さらに、併せてプログラムの効果検証や課題の検討を行い、さらにその先の展望を検討する必要がある。

こうした取組が、本報告書をもとに、速やかに行われることを期待する。